

債権差押処分の法的効果が消滅した後の争訟

— 不当利得返還請求訴訟などによる滞納者の救済 —

横 川 幸 司

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

行政事件訴訟法 9 条 1 項は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と規定しており、多くの裁判例は、被差押債権の取立て後における債権差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定している。そのため、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しを求める訴えの利益が否定される滞納者の救済方法が問題となる。

児童手当が振り込まれた直後の預金債権を差し押さえた事案に係る広島高等裁判所松江支部平成 25 年 11 月 27 日判決（確定。金融・商事判例 1432 号 8 頁。）は、被差押債権（預金債権）の取立て後における債権差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定した上で、「本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、滞納者の損害ないし損失の回復を図ることが可能である」と説示した。このほか、近時、国税徴収法に規定する給与等の差押禁止部分を原資とする預金債権の差押えに係る不当利得返還請求、国家賠償請求又は配当処分の取消請求事案において滞納者の権利利益の回復を図る裁判例が見受けられることから、その是非等について私見を述べることにしたい。

なお、差押禁止債権が振り込まれた預貯金債権の差押処分の違法性が高等裁判所で争われた事例として、前掲の広島高裁松江支部判決のほか、東京高等裁判所平成 30 年 12 月 19 日判決（上告・上告受理申立て。判例地方自治 448 号 17 頁。）と大阪高等裁判所令和元年 9 月 26 日判決（確定。D1-Law.com 判例体系。）があることから、これらの裁判例を中心に検討することとする。

2 研究の概要

(1) 不当利得を可とする考え方

イ 無効とする考え方

「差押禁止財産であることが外観上明白なものを差し押さえたときは、その差押えは無効であるが、外観上明白でないものについては、徴収職員が差押禁止財産に該当するかどうかの認定を単に誤ったものとして、取消原因となるにとどまると解されている」ところ、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについては、実質的に国税徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否かなどにより違法性が判断されるという点において外観上の明白性について疑問が生ずる。

この点、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについては、民法 478 条により第三債務者（金融機関）の債権の準占有者（処分行政庁）に対する弁済が有効となるという前提においては、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がなく、差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合（最高裁判所平成 10 年 2 月 10 日第三小法廷判決（金融法務事情 1535 号 64 頁。）の例外）においては差押えの要件の根幹に係る過誤であり、また、不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟が提起されているものの訴えの利益が否定される結果として滞納者に当該処分による不利益（差押禁止規定の趣旨を没却する違法な差押えに基づき被差押債権たる預貯金が取り立てられたこと）を甘受させることが、著しく不当であり、無効と考えることができる（最高裁判所昭和 48 年 4 月 26 日第一小法廷判決（民集 27 卷 3 号 629 頁）参照。）。

差押禁止債権を原資とする預貯金債権に対する差押えが無効であれば、差押権者たる処分行政庁（徴収職員）が取立権を有していないにもかかわらず第三債務者から履行（弁済）を受けたこととなり、本来、取立権を有しない者の取立てにより被差押債権は消滅しないところ、民法 478 条により第三債務者（金融機関）の債権の準占有者（処分行政庁）に対

する弁済は有効となり被差押債権を消滅させることから、債権の準占有者は債権者の権利の割当内容に反して（法律上の原因なく）受益したことになり（差押えが禁止されている財産から徴収したことによる処分行政庁の利得は、最低生活の保持のための資金が奪われたという滞納者の損失により生じたものとして）不当利得が生ずることとなる。

なお、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えを無効と解することができるのは、不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟が提起されたものの取立てにより訴えの利益が否定され、かつ、差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合に限り得ると考える。

ロ 不当利得の趣旨による救済との考え方

最高裁判所昭和 39 年 3 月 16 日第二小法廷判決（集民 72 号 505 頁）は、「不当利得は、他の規定から生ずる結果が形式的に正当であるにもかかわらず、実質的に公平に反するときに、これを是正する制度であるから、所論充当配分が形式的に争いえなくなったことは、不当利得を否定する論拠とならない。」とし、また、「特定の財産から国が徴収しえざる税金を徴収することは、国について不当利得が成立することは疑がない。」としている。ただし、この判決は、配当処分（充当配分）と抵当権者の実体法上の権利との関係において実質的に公平に反するとするものであり、実体法上の権利関係との問題ではない差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにこれを単純に当てはめることはできない。

そこで、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えについては、それが違法であれば取消訴訟により取り消されるべきにもかかわらず、滞納者側の帰責事由なくして訴えの利益が否定され、取消訴訟により権利利益の回復が図れず、その結果と被処分者（滞納者）に当該処分による不利益を甘受させることが実質的に公平に反するとして不当利得を認めたものと考えられる。

すなわち、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えについては、それを禁止する旨の規定がなく、形式上、当該差押処分が法定要

件を充足しているとしても、処分行政庁における意図等の具体的事実の下で差押禁止の趣旨を没却すると認められる（権限の濫用として違法とされる）場合においては、差押えがおよそ法的に不可能な債権に対する差押処分として差押えの要件の根幹に係る過誤を有するのであり、不服申し立て（裁決）前置の下で出訴期間内に当該債権差押処分の取消訴訟を提起すれば違法として取り消されるべきである。にもかかわらず、処分行政庁による被差押債権の取立てという滞納者側に帰責性のない事由によって訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことにより、被処分者（滞納者）に当該処分による不利益（差押禁止規定の趣旨を没却する違法な差押えに基づき被差押債権たる預貯金が取り立てられたこと）を甘受させることが、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお著しく不当である（実質的に公平に反する）として、債権差押処分の取消しを経ることなく当該差押処分に基づき取り立てた金員を保持する法律上の原因を否定し、当該差押えによって生じた処分行政庁の利得は、最低生活の保持のための資金が奪われたという滞納者の損失により生じたものとして不当利得を認めたものとする。

なお、この考え方においては不服申立（裁決）前置の下での取消訴訟の提起が必須であり、不服申立（裁決）前置を充たしていないことや不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟を提起しなかった場合においては、不当利得返還請求を退けざるを得ないものとする。なぜなら、本件においては、不服申立（裁決）前置の下で取消訴訟を提起したにもかかわらず、処分行政庁による被差押債権の取立てという滞納者側に帰責性のない事由によって訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことによる結果として滞納者に不利益を甘受させることが実質的に公平に反するとしているものであるところ、不服申立期間の経過等による不可争的効果は滞納者側の帰責事由により生ずるものであるからである。

ハ まとめ

以上のことから、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて裁判所は、差押禁止の属性の承継を認め当然無効として、あるいは、滞納者側に帰責事由なく訴えの利益が否定されることに対する不当利得の趣旨による救済として、不当利得法上の法律上の原因を否定し不当利得を認めたものとする。

なお、被差押債権の取立て前においては、財貨の移転が生じていないため不当利得返還請求を行うことができず、また、訴えの利益も存在することから不服申立（裁決）前置の下での債権差押処分取消訴訟の提起により権利利益の回復を図り得るが、訴訟継続中に被差押債権が取り立てられた場合、（債権差押処分の訴えの利益の消滅により当該訴えは却下され得ることから、）不当利得返還請求について提訴することで権利利益の回復を図り得ると考える。

（2）国家賠償請求による権利利益回復の可否

被差押債権取立て後における債権差押処分の違法を理由とする国家賠償請求において、賠償責任を問われるか否かの判断基準は、処分行政庁（担当職員）において、差押禁止債権を原資とする預金債権を差し押さえたことについて、不法行為を構成する故意又は過失があったか否か、また、国税徴収法 76 条 1 項等により差押えを禁止した趣旨をできる限り尊重し、差押禁止の趣旨に反する差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を怠った過失があるか否かである。

前者の「処分行政庁（徴収職員）」において不法行為を構成する故意又は過失があったか否か」について裁判例は、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押処分は形式的には適法な体裁をとっているため、当該故意・過失を否定している。

後者の「職務上の注意義務を怠った過失があるか否か」については、過失を認めた事案はあるものの、国税徴収法等は差押禁止債権の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合がある否かなどについて法律解釈につい

ての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められる現状において、(前者の故意・過失を否定する中で、) 後者の「職務上の注意義務を怠った過失」を認定することに無理があると考ええる。

よって、処分行政庁(担当職員)における不法行為を構成する故意又は過失や職務上の注意義務を怠った過失を認定することが難しい現状においては、国家賠償請求により権利利益の回復を図ることは困難であると考えられる。

なお、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて取り立てた金銭が差押債権たる滞納国税に充当されている限りにおいては、被差押債権たる預金の減少額と充当による滞納国税残高の減少額が一致することから、当該取り立てた金銭部分については財産上の損害とはなしえず(最高裁判所昭和 31 年 6 月 29 日第二小法廷判決(国家賠償法の諸問題(追補 1(上)) 379 頁)参照)、取り立てられ充当された金銭については、国家賠償請求により権利利益の回復を図ることができないと考える。

(3) 配当処分の取消訴訟による権利利益回復の可否

前掲の広島高裁松江支部判決や大阪高裁判決は、「配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎない」とした上で、配当処分の取消しによって回復すべき訴えの利益を否定している。

これは、配当処分の取消判決では、処分行政庁は再度適法な配当処分をすべき地位に置かれるにすぎず、取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を処分行政庁に負わせるためには、債権差押処分と配当処分の両方を取り消す必要があるが、被差押債権が取り立てられている場合、当該被差押債権は消滅しており、また、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことから、処分行政庁において取り消すことができず、そのため、

取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を処分行政庁に負わせることができないと説示しているものと考ええる。

よって、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しに係る訴えの利益を失った滞納者は、先行処分である債権差押処分の違法を理由とする後行処分たる配当処分の取消しを求める訴えにおいても訴えの利益が否定される（仮に訴えの利益が認められても、取立てを受けた者が取立てに係る金員等の返還を受けられるという目的を達し得ない）ことから、配当処分の取消しを求める訴えにより権利利益の回復を図ることはできないと考える。

目 次

はじめに	326
第 1 章 債権差押手続等	328
第 1 節 財産の差押手続等	328
1 財産の差押え	328
2 債権差押えの手続等	329
第 2 節 債権差押処分の法的効力等	332
1 債権差押処分の法的効力	332
2 取立権の効果等	332
第 2 章 争訟手続	334
第 1 節 不服申立て	334
1 不服申立て	334
2 不服申立て（裁決）の前置	335
第 2 節 処分取消しの訴え提起	336
1 原告適格	336
2 狭義の訴えの利益	337
(1) 狭義の訴えの利益の意義等	337
(2) 取消訴訟において狭義の訴えの利益の存否が 問題となる具体的場面	338
第 3 章 債権差押処分の取消しを求める訴え	346
第 1 節 債権差押処分の取消しを求める訴えの利益	346
1 訴えの利益が否定される時期についての裁判所の判断	346
2 訴えの利益が否定される時期の検討	349
3 まとめ	355
第 2 節 債権差押処分取消しの訴えによる権利回復の可否	355
1 被差押債権取立て後	355
2 被差押債権取立て前	356

3	運用上の対応	356
第 4 章	不当利得返還請求	358
第 1 節	民事執行の場合	358
1	参考となる裁判例	358
2	違法な強制執行とする判断基準	361
3	不当利得を可とする考え方	361
(1)	執行行為の不当利得返還請求権に与える影響	361
(2)	執行債権（私法上の請求権）が存在しない場合	362
(3)	執行行為が違法である場合	362
第 2 節	滞納処分の場合	365
1	参考となる裁判例	365
2	違法な差押処分とする判断基準	373
(1)	考え方の区分	373
(2)	判断基準	373
3	不当利得を可とする考え方	378
(1)	無効とする考え方	379
(2)	無効以外の考え方	381
(3)	まとめ	386
第 3 節	悪意の受益者（民法 704 条）と判断される条件	387
1	民法 704 条	387
2	民法 704 条該当の有無が判断された裁判例	387
3	判断基準の検討	389
第 5 章	国家賠償請求	390
1	国家賠償法 1 条 1 項	390
2	差押禁止債権を原資とする預金債権差押処分に関する裁判例	393
(1)	国家賠償請求を認めなかった裁判例	393
(2)	国家賠償請求を認めた裁判	394
3	判断基準（故意または過失）の検討	395

4	国家賠償請求による権利利益の回復の可否	396
5	不当利得返還請求と国家賠償請求	398
第 6 章	配当処分の取消しを求める訴え	399
1	債権差押処分の違法性の承継	399
2	配当処分の取消しを求める訴えの利益	399
(1)	裁判例	399
(2)	不服申立期間	401
(3)	配当処分の取消しを求める訴えの利益	401
3	配当処分の取消しを求める訴えによる権利利益の回復の可否	403
	おわりに	404

凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 2 年 3 月 31 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
国税通則法・・・・・・・・・・・・・・・・	通則法
国税徴収法・・・・・・・・・・・・・・・・	徴収法
国税徴収法施行令・・・・・・・・・・・・	徴収令
行政事件訴訟法・・・・・・・・・・・・	行訴法
民事執行法・・・・・・・・・・・・・・・・	民執法

はじめに

行訴法 9 条 1 項は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と規定しており、多くの裁判例は、被差押債権の取立て後における債権差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定している。そのため、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しを求める訴えの利益が否定される滞納者の救済方法が問題となる。

児童手当⁽¹⁾が振り込まれた直後の預金債権を差し押さえた事案に係る広島高等裁判所松江支部平成 25 年 11 月 27 日判決（確定。金融・商事判例 1432 号 8 頁。以下「広島高裁松江支部判決」という。）⁽²⁾は、被差押債権（預金債権）の取立て後における債権差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定した上で、「本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、滞納者の損害ないし損失の回復を図ることが可能である」と説示した。このほか、近時、徴収法に規定する給与等の差押禁止部分⁽³⁾を原資とする預金債権の差押えに係る不当利得返還請求、国家賠償請求又は配当処分の取消請求事案において滞納者の権利利益の回復を図る裁判例が見受けられることから、その是非等について私見を述べることにしたい。

なお、差押禁止債権が振り込まれた預貯金債権の差押処分の違法性が高等裁

-
- (1) 児童手当法 15 条において差押禁止を規定。
 - (2) 処分行政庁が児童手当（13 万円）が振り込まれた直後（9 分後）の普通預金債権（13 万 0073 円）を差し押さえ取り立てたため、原告（被控訴人）が、「本件預金債権は差押禁止債権である児童手当受給権の属性を承継しており、本件差押処分は、差押禁止債権に対する違法な差押えとなる」と主張して本件差押処分の取消し等を求めたもの。
 - (3) 徴収法 76 条 1 項において給与等の差押禁止の範囲を規定。また、77 条 1 項において社会保険制度に基づく給付（厚生年金等）に係る 76 条の適用について規定。

判所で争われた事例として、前述の広島高裁松江支部判決のほか、東京高等裁判所平成 30 年 12 月 19 日判決（上告・上告受理申立て。判例地方自治 448 号 17 頁。以下「東京高裁平成 30 年判決」という。）⁽⁴⁾と大阪高等裁判所令和元年 9 月 26 日判決（確定。D1-Law.com 判例体系。以下「大阪高裁令和元年判決」という。）⁽⁵⁾があることから、これらの裁判例を中心に検討することとする。

-
- (4) 処分行政庁が、固定資産税（2000 円）の滞納処分として国民厚生年金（8 万 9616 円）が振り込まれた預金債権（9 万 0081 円のうち 2000 円）を差し押さえ取り立てたところ、原告（被控訴人）が、「本件差押処分は、年金の差押えを禁止した地方税法 373 条 7 項、徴収法 77 条 1 項、76 条 1 項の趣旨に実質的に反するものであり違法である」として、取り立てた金員等の支払を求めた事案である（督促状の効力についても争点とされているが、ここでは説明を省略する。）。

なお、一審判決（前橋地方裁判所平成 30 年 2 月 28 日判決（控訴。判例地方自治 438 号 46 頁。以下「前橋地裁平成 30 年 2 月判決」という。)) においては「地方税法 373 条 7 項が準用する徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項に反する脱法的な差押処分として違法」としたが、控訴審においては、原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。

- (5) 処分行政庁が、国税の滞納処分として給与が振り込まれた 2 日後に預金債権（10 万 0308 円）を差し押さえ取り立てたところ、原告（控訴人）が、「本件預金債権は『給与に係る債権』（徴収法 76 条 1 項）であり、本件給与に係る差押可能金額である 7 万 5000 円を超えて、10 万 0308 円を差し押さえ、配当した本件各処分は、徴収法 76 条 1 項に反するものであり違法である」として、当該債権差押処分の取消し、配当処分の取消し又は無効確認等を求めた事案である。

なお、一審判決（大津地方裁判所平成 31 年 2 月 7 日判決（控訴。D1-Law.com 判例体系。以下「大津地裁平成 31 年判決」という。)) において、当該差押処分の違法性を否定したが、控訴審においては、差押預金債権中、給与により形成された部分のうち差押可能金額を超える部分について差押禁止の趣旨に反するもの（違法）とし、当該部分の不当利得を認めた。

第 1 章 債権差押手続等

第 1 節 財産の差押手続等

1 財産の差押え

(1) 督促（通常（通則法 37 条 1 項））

納税者がその国税を納期限までに完納しない場合には、税務署長は、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

(2) 財産の差押え（徴収法 47 条 1 項 1 号）

滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

(3) 債権差押えの効力（抜粋）

イ 滞納者に対する処分の禁止

「差押えは、滞納者の特定財産の法律上又は事実上の処分を禁止する効力を有するものである。したがって、差押え後におけるその財産の譲渡……等の法律上の処分は、差押債権者である国に対抗することができない……。……なお、債権の差押えに当たっては、その処分禁止の趣旨を特に明示することとなっている（【徴収】法 62 条 2 項、62 条の 2 第 2 項）。」⁽⁶⁾

ロ 第三債務者に対する履行の禁止

「第三債務者は、債権の差押えを受けたときは、その範囲において滞納者に対する履行が禁止される。」⁽⁷⁾

ハ 時効中断の効力

(6) 吉国二郎ほか『国税徴収法精解〔第十九版〕』（大蔵財務協会、2018 年）403 頁。
【】部分は筆者加筆。

(7) 昭和 41 年 8 月 22 日付徴収 4-13 ほか 5 課共同「国税徴収法基本通達の全文改正について」国税庁長官通達（以下「徴収法基本通達」という。）62 条関係 30。

「差押えに係る国税については、その差押えが効力を生じた時に時効が中断する（通則法 72 条 3 項、民法 147 条 2 号。【なお、平成 29 年民法（債権関係）改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）により、当該改正後の民法（以下「改正民法」という。）148 条 1 項及び 2 項においては、同条 1 項各号の事由（強制執行等）が終了するまでの間、時効は完成せず、当該事由が終了した時から新たにその進行を始める（時効の完成猶予及び更新）。】。）」⁽⁸⁾

ニ 継続収入に対する効力

「給料若しくは年金又はこれらに類する継続収入の債権の差押えの効力は、徴収すべき国税の額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶ（【徴収】法 66 条。）」⁽⁹⁾

2 債権差押えの手続等

(1) 債権差押えの手続

イ 徴収法 62 条関係

- ① 債権（電子記録債権法 2 条 1 項（定義）に規定する電子記録債権を除く。以下同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。
- ② 徴収職員は、債権を差し押さえるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分を禁じなければならない。
- ③ 債権差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。
- ④ 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押さえたときは、差押えの登録を関係機関に嘱託しなければならない。

ロ 徴収法 54 条関係

徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、

(8) 吉国・前掲注(6)404 頁。【】部分は筆者加筆。

(9) 吉国・前掲注(6)404 頁。【】部分は筆者加筆。

その財産が、①動産又は有価証券、②債権（電話加入権、賃借権、徴収法 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。）、③同法 73 条（電話加入権等の差押え）又は 73 条の 2（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

(2) 差押禁止債権

国民年金法 24 条本文、厚生年金保険法 41 条 1 項本文、児童手当法 15 条、徴収法 76 条 1 項、2 項、同法 77 条 1 項等により差押えが禁止される債権をいう。

(3) 債権証書の取上げ（徴収法 65 条）

徴収職員は、債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書を取り上げることができる。

(4) 被差押債権の取立て（同法 67 条 1 項）

徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができる。

「徴収職員の取立権は、この条一項の規定によって創設的に取得するものであって、滞納者の代理人又は承継人として滞納者の名において取り立てるものではなく、徴収職員が自己の名において取り立てるものである。この取立権の取得により、徴収職員は、取立てのために必要な権利（滞納者の有する権利と同一内容の権利）を行使することができる。」⁽¹⁰⁾

(5) 金銭取立ての効果（同条 3 項）

徴収職員が、同条 1 項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなす。

(6) 取り立てた金銭の配当

イ 配当すべき金銭（同法 128 条 1 項）

税務署長は、①差押財産の売却代金、②有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた（取り立てた）金銭、

(10) 吉国・前掲注(6)530 頁。

③差し押さえた金銭、④交付要求により交付を受けた金銭を配当しなければならない。

ロ 配当の原則

(イ) 徴収法 128 条 1 項 1 号又は 2 号 (上記イの①又は②。)に掲げる金銭 (以下「換価代金等」という。)は、同法 129 条 1 項 1 号から 4 号に掲げる国税その他の債権に配当する (同法 129 条 1 項)。

(ロ) 配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する (同条 3 項)。

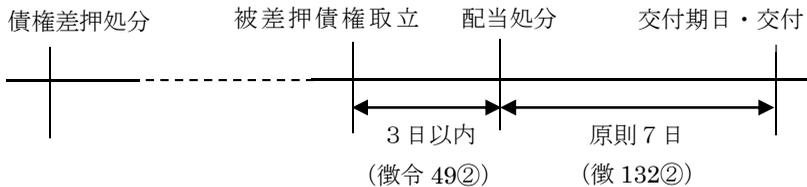
ハ 配当計算書 (同法 131 条、徴収令 49 条 2 項)

税務署長は、配当しようとするときは、配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日又は取立ての日から 3 日以内に、①債権現在額申立書を提出した者、②同法 130 条 2 項後段の規定により金額を確認した債権を有する者及び③滞納者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

ニ 換価代金等の交付期日 (同法 132 条 2 項)

換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して 7 日を経過した日としなければならない。ただし、同法 129 条 1 項 3 号又は 4 号 (配当を受ける債権) に掲げる債権を有する者で同法 131 条 1 号又は 2 号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間を短縮することができる。

【参考：事務処理の流れ】



第 2 節 債権差押処分 of 法的効力等

1 債権差押処分 of 法的効力

「債権差押処分は、第三債務者に対し履行を、滞納者に対し被差押債権の取立て、譲渡、免除、相殺、期限の猶予等を禁止するとともに、差押えに係る租税債権の時効中断（通則法 72 条 3 項、民法 147 条。【改正民法における時効の完成猶予及び更新（改正民法 148 条 1 項及び 2 項。）】の効力を有する。」⁽¹¹⁾

また、徴収職員は差し押さえた債権の取立権を取得し（徴収法 67 条 1 項）、徴収職員が第三債務者から被差押債権を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る国税を徴収したものとみなされる（同条 3 項）。

2 取立権の効果等

(1) 取立ての権限

『差押債権の取立て』は、『差押債権の換価（公売等による売却処分）』とともに、『差押債権の換価（広義の）』の一環をなすものであり、『金銭により取立ての方法による換価』（徴収令 4 条 3 項、なお徴収法 89 条 1 項かつこ書参照）を指称し、当該被差押債権の本来的な性質や内容に従って金銭または換価に適する財産の給付を受けるもので、その取立権能は徴収法（地方税法）に基づいて徴収職員（徴収吏員）に創設的に付与されたもの⁽¹²⁾である。

「取立権は、被差押債権の本来の性質・内容に従って取り立てる権能である（取立ての目的を超える行為——例えば、免除、弁済期の変更等——は許されない）。その意味では、滞納者が被差押債権の『債権者』として有する権限のうちの取立権能と内容的には同じものである……。……取立権

(11) 吉国・前掲注(6)485-486 頁参照。【】部分は筆者加筆。

(12) 城下達彦『国税地方税 事例精解 債権の滞納整理』（ぎょうせい、1984 年）109-110 頁。

の行使は、徴収職員の名において行使するものであり、滞納者の代理人等として取り立てるものではない。……取立権能自体は徴収職員の固有の権限である。」⁽¹³⁾

(2) 取立ての効果

「差押財産である債権……について、その金銭の取立てをしたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る租税を徴収したものとみなされる（徴収法 67 条 3 項……）。

この『みなす徴収』の規定は、その取り立てた『時』に直ちに租税が消滅するという趣旨のものではなく、債務者の免責——取立てをした金銭についての遺失等の危険を債務者が免れること——を規定したところに、その意義があると解すべきである……。租税が消滅するのは、取り立てた金銭についての配当及び充当（徴収法 129 条）の処理がされたときである——優先質権がある場合等には、その処理をするまでは消滅させるべき租税の額が確定しない——が、消滅の時期は、取り立てた時にさかのぼるべきであろう。」⁽¹⁴⁾

なお、この「規定の趣旨を『取り立てた金銭を租税に充当するまでの期間の延滞税の負担増を防ぐために租税に充当した金額を限度として取り立てた『時』に納税義務を消滅させることをいう』とする見解（吉国・徴収法精解【吉国二郎ほか『国税徴収法精解〔第十七版〕』（大蔵財務協会、2009 年）】445 頁・518 頁、徴収法基通【徴収法基本通達】67-13 参照）がある。」⁽¹⁵⁾

(13) 浅田久治郎ほか『租税徴収実務講座 第 2 巻 一般徴収手続（第二次改訂版）』（ぎょうせい、2010 年）154-155 頁。

(14) 浅田・前掲注(13)158 頁。

(15) 浅田・前掲注(13)158 頁。【】部分は筆者加筆。

第 2 章 争訟手続

第 1 節 不服申立て

1 不服申立て

(1) 不服申立ての規定

国税に関する法律に基づく処分不服がある者は、税務署長、国税局長がした処分についてはその処分をした税務署長、国税局長に対する再調査の請求又は国税不服審判所長に対する審査請求を行うことができる（通則法 75 条 1 項 1 号）。

(2) 不服申立期間

イ 不服申立て（同法 75 条 3 項及び 4 項（再調査の請求後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。3 項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して三月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（同法 77 条 1 項）。

同「法 77 条 1 項ただし書の『正当な理由があるとき』には、例えば、次の場合がこれに当たすることに留意する。

- ① 誤って法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたとき。
- ② 不服申立人の責めに帰すべからざる事由により、不服申立期間内に不服申立てをすることが不可能と認められるような客観的な事情がある場合（具体的には、地震、台風、洪水、噴火などの天災に起因する場合や、火災、交通の途絶等の人為的障害に起因する場合等）」⁽¹⁶⁾

ロ 同法 75 条 3 項の規定による審査請求は、同法 84 条 10 項（決定の手続等）の規定による再調査決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起

(16) 昭和 48 年 11 月 1 日付直審 1-10 ほか 10 課共同「不服審査基本通達（異議申立関係）の制定について」（国税庁長官通達）77 条 《不服申立期間》関係 77-1。

算して一月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（同法 77 条 2 項）。

ハ 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（同条 3 項）。

ニ 滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例が定められており、換価代金等の配当処分については換価代金等の交付期日までとなる（徴収法 171 条 1 項 4 号）。

なお、換価代金等の交付期日とは、配当計算書に記載される「換価代金等の交付の日時」（徴収令 49 条 1 項 5 号）である。

2 不服申立て（裁決）の前置

(1) 処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない（行訴法 8 条 1 項）。

(2) 国税に関する法律に基づく処分（通則法 80 条 3 項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない（通則法 115 条 1 項）。

一 国税不服審判所長又は国税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。

二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避ける

ため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 2 節 処分取消しの訴え提起

1 原告適格

行訴法 9 条 1 項は、「処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴えは、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。」と規定する。

「ここにいう『法律上の利益』については、従前より大きく分けて、『法律上保護された利益』と解する説と『法的保護に値する利益』と解する説の対立がある……。

9 条 1 項の『法律上の利益』を『法律上保護された利益』であると解する説、すなわち『法律上保護された利益説』は、原告の被侵害利益が、行政処分の根拠となる法規が保護しようとしているものであるか否かで決しようとする考え方である。他方、『法的保護に値する利益説』は、原告の被侵害利益が、行政処分の根拠となる法規が保護しようとしているものでなくても、それが裁判上保護に値するものであれば、当該裁判における原告適格が認められるとする考え方である。

取消訴訟は主観訴訟であるから、いずれの説も、当該処分によって原告に法的な利益に対する侵害の発生（またはその発生の蓋然性）があることを要件とするものであることは変わらない。⁽¹⁷⁾

「法律上保護された利益説においては、当該処分の根拠法規たる実体法がその利益を保護しているかどうかの解釈論が必要であり、ときにはそれは、

(17) 南博方ほか『条解 行政事件訴訟法〔第 4 版〕』（弘文堂、2014 年）292—293 頁。

一義的な解答を得るのに困難な場合もある。これに対して、法的保護に値する利益説においては、このような実体法上の解釈問題はないが、この説が、事実上の利益があればいかなるものでも原告適格を認めるというのではなく、裁判上保護に値する利益(実質的利益)という限定を加えている点において、利益の中での限界線を引くという、これまた困難な解釈論的作業が必要とされることは否定できない。」⁽¹⁸⁾

「最高裁判所の判例は、『法律上保護された利益説』に立つことを明確に…
…している。」⁽¹⁹⁾

2 狭義の訴えの利益

(1) 狭義の訴えの利益の意義等

行訴法 9 条「1 項の『法律上の利益を有する者』に続くかつこ書きで、『(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)]』と規定している。これは、通常は処分または裁決の効力が消滅すればその取消しを求める利益がなくなると考えられるが、処分または裁決の効力が消滅しても、その取消しによって回復すべき法律上の利益があれば適法に訴えを提起することができることを定めたものであり、一般に、『狭義の訴えの利益』を定めたものとされる。」⁽²⁰⁾

「抗告訴訟も、裁判所に対して裁判を求める訴えの一種であるから、本案判決を得る時期までに、訴えの利益、すなわち、訴訟制度を利用して本案判決を得る正当な利益ないし必要性を具備しなくてはならない。訴えの利益は、最広義には、①訴訟の対象となり得べき一般的資格、②当事者たり得べき適格、③裁判所が当該請求の当否に付き判断をするだけの具体的必要性をいい、広義には②と③を、狭義には③をいうところ、抗告訴訟で

(18) 塩野宏『行政法Ⅱ〔第六版〕 行政救済法』(有斐閣、2019年)133頁参照。

(19) 南・前掲注(17)293頁参照。

(20) 南・前掲注(17)290-291頁。

は、①は処分性の問題、②は原告適格の問題、③は狭義の訴えの利益の問題（以下、……単に『訴えの利益』ともいう）として表れる。原告適格が、当該原告が訴訟を進行する正当な資格を有するかどうかという主観的な側面からの訴えの利益の問題であるのに対し、狭義の訴えの利益は、具体的な四囲の状況という客観的な側面からみて当該訴訟を維持・進行する法律上の利益があるかどうかを問題にするものである。」⁽²¹⁾

(2) 取消訴訟において狭義の訴えの利益の存否が問題となる具体的場面
イ 原告の法的地位に影響のない処分

「原告の権利利益を侵害しないような処分については、判決により除去すべき法的効果がなく、訴えの利益は認められない。例えば、減額再更正処分は、当初の更正処分の変更処分であり、税額の一部取消しという納税者に有利な効果をもたらすものであるから、その取消しを求める訴えの利益はない（最判昭 56・4・22 民集【「最高裁判所（大審院）民事判例集」をいう。以下同じ。】35・3・672）。……

他方、利益を付与する処分であっても、当該処分を取り消すことによって法律上保護された地位を回復するという利益を得ることができる場合には、訴えの利益が認められる。この点について判示したのが、自動車運転免許証の有効期間の更新に当たり、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて更新処分を受けた者につき、当該処分の取消しを求める訴えの利益を有するとした最判平 21・2・27 民集 63・2・299 である。」⁽²²⁾

ロ 処分後の事情による訴えの利益の消滅

(イ) 処分の取消し・変更

「処分の全部または一部が処分庁やその上級行政庁によって取り消された場合には、取消しによって法的効果が消滅した部分の取消しを求める訴えの利益はない。

(21) 南・前掲注(17)310 頁。

(22) 南・前掲注(17)311-312 頁。【】部分は筆者加筆。

これに対し、処分が変更された場合に、当該処分の取消しを求める訴えの利益が消滅するかについては、変更処分等がいかなる効果を有するかによって異なる。例えば、増額更正処分がされた後に増額再更正処分がされた場合には、当初の更正は増額再更正に吸収されてその外形が消滅するから、当初の更正の取消しを求める訴えの利益は消滅する（最判昭 32・9・19 民集 11・9・1608，最判昭 55・11・20 集民【「最高裁判所裁判集民事」をいう。以下同じ。】131・135）が、国家公務員の懲戒処分について人事院等が行った修正裁決は、原処分の法律効果の内容を一定の限度のものに変更するものにすぎないから、修正裁決がされても、これによって変更された懲戒処分の取消しを求める訴えの利益は消滅しない（最判昭 62・4・21 民集 41・3・309）⁽²³⁾

(四) 期間の経過

A 期間の経過により処分の法的効果が消滅する場合

「処分の中には、営業停止処分のように、処分に期限が付されていて、一定の期間内に限り権利利益を制約するものもある。その場合には、期限到来後においても、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるのでなければ（9①かつこ書き）、その取消しを求める訴えの利益は失われる。例えば、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業の業務停止処分（最判昭 55・1・25 集民 129・121）、医師法に基づく医業停止処分（最判昭 56・12・18 集民 134・599）のように、過去の処分歴を将来の処分の過重要件とするなど不利益な事由として考慮し得ることを定めた法令上の根拠がない場合には、期間経過後においては、その取消しを求める訴えの利益は消滅する。

これに対し、期限到来後においても、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがある場合には、その取消しを

(23) 南・前掲注(17)312頁。【】部分は筆者加筆。

求める訴えの利益は失われず、どのような場合がこれに該当するかについては、根拠法令の規定等から判断される。例えば、自動車運転免許の効力停止処分は、将来の処分の過重原因となり得るから、停止期間が経過しただけでは直ちに処分取消しを求める訴えの利益は失われないが、処分から 1 年間を無違反、無処分経過したときは、将来の処分の過重原因となることもなくなるから、効力停止処分の取消しを求める訴えの利益は失われるとした例(最判昭 55・11・25 民集 34・6・781) ……などがある。」⁽²⁴⁾

B 期間の経過により回復すべき法的利益が失われる場合

「期間の経過によって、申請に係る処分を求める意義が失われる場合には、当該処分の取消しを求める訴えの利益は消滅する。例えば、特定の期間ないし日時における公の施設の使用不許可処分や使用許可処分の取消処分について、その期間ないし日時が経過した場合(最大判昭 28・12・23 民集 7・13・1561) ……には、訴えの利益は消滅する。」⁽²⁵⁾

(ハ) 法令の改廃

「行政処分の根拠法令が改廃されて処分がその根拠を失った場合には、訴えの利益は消滅する。例えば、保険医指定取消処分の取消しを求める訴えの利益は、保険医指定制度の廃止により失われる(最判昭 41・11・15 民集 20・9・1792)。

根拠法令の改廃によって処分がその効力を失った場合にも、訴えの利益は消滅する。例えば、旅館建築同意申請に対する不同意処分の取消しを求める訴えの利益は、建築同意制度を定めた条例の廃止により失われる(最判昭 60・6・6 判自【(「判例地方自治(ぎょうせい)をいう。)】19・60)。

また、申請に対する拒否処分の取消しを求める訴えの利益は、拒否

(24) 南・前掲注(17)312-313 頁。

(25) 南・前掲注(17)313 頁。

処分の取消判決を得て、改めて申請に対する処分がされることによって申請に係る法律上の地位ないし法的利益を取得し得る可能性を回復する点にあるから、当該拒否処分後の法令の改廃の結果、当該申請に対する処分がされる余地がなくなった場合にも訴えの利益は失われる。例えば、旧学習指導要領の下での教科書の改訂検定不合格処分の取消訴訟提起後、学習指導要領が改正され、当該処分を取り消しても当該申請に対する改訂検定合格処分がされる余地がなくなった場合には、当該処分の取消しを求める利益は失われる（最判昭 57・4・8 民集 36・4・594）。⁽²⁶⁾

ハ 処分の執行と訴えの利益

「行政処分が執行によってその目的を達成するような性質のものである場合には、執行完了によりその法的効果は消滅し、処分の取消しを求める訴えの利益が消滅することが多い。例えば、建築基準法に基づく除却命令を受けた違反建築物について代執行による除却工事が完了した場合（最判昭 48・3・6 集民 108・387）……などには、これらの処分は執行によってその目的を達成した結果、その取消しによって除去すべき法的効果は消滅するから、これらの処分の取消しを求める訴えの利益は消滅する。

しかし、処分の執行後も、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるときや、処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生じると解されるときは、なお、訴えの利益は消滅しない。例えば、本邦から退去強制された者は、退去強制後一定期間は本邦への上陸を拒否されるから、その期間内は退去強制令書発付処分の取消しを求める訴えの利益は失われない（最判平 8・7・2 集民 179・435）。⁽²⁷⁾

ニ 工事の完了等と訴えの利益

(26) 南・前掲注(17)313—314 頁。【】部分は筆者加筆。

(27) 南・前掲注(17)314 頁。

「建築確認等の工事の実施を許可する処分につき、第三者がその取消しを求める場合において、当該処分によって許可等がされた工事が完了した場合には、処分の本来の効果は消滅するが、当該処分の目的や法的効果、工事完成後に当該処分が取り消された場合の法的効果は、処分ごとに異なるから、工事が完了した場合に訴えの利益が消滅するか否かについては、慎重な検討を要する。

例えば、建築基準法 6 条 1 項に基づく建築確認は、それを受けなければ当該建築工事を行うことができないという法的効果を有するにすぎない処分であって、建築確認の存在は、検査済証の交付を拒否または違反是正命令を発する上において法的障害になるものではなく、建築確認を取り消しても検査済証の交付を拒否または違反是正命令を発すべき法的拘束力が生ずるものではないから、建築確認に係る工事の完了後は、同確認の取消しを求める訴えの利益は失われる（最判昭 59・10・26 民集 38・10・1169）。……

これに対して、公有水面埋立法に基づく埋立免許については、これが取り消された場合には埋立行為者は原則として原状回復義務を負担する（公有水面埋立法 35）から、埋立工事完了後も、同免許の取消しを求める訴えの利益は消滅しないものと解するのが相当である（実務的研究【（「司法研修所『改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究』（法曹会、2000 年）」をいう。以下同じ。）】 126 頁）。

また、土地改良事業、土地区画整理事業等一連の手続を経て事業が進行する場合における工事の完成と訴えの利益の関係については、取消訴訟の対象となった処分の法的効力を慎重に検討して、訴えの利益が消滅するか否かを判断する必要がある。例えば、土地改良事業の施行認可処分は、事業者が土地改良事業を施行する権限を付与するものであり、土地改良事業の認可が取り消されれば、これを前提にしてされた換地処分等の一連の手続および法的効果にも影響が生じるから、事業に係る工事が完了し原状回復が社会通念上不可能になったとしても、それだけでは、

訴えの利益は消滅しない（最判平 4・1・24 民集 46・1・54）。⁽²⁸⁾

ホ 地位剥奪処分と訴えの利益

「地位剥奪処分については、処分によって剥奪された法的地位の回復可能性がある場合はもちろん、その余地がなくなっても回復すべき法律上の利益（9①かっこ書）がある場合にも、取消しの利益は失われない。例えば、公務員の免職処分の取消訴訟の係属中に、公職の候補者として届出をしたため法律上その職を辞したとみなされる等した場合には、免職処分を取り消しても、これによって剥奪された公務員の地位を回復する余地はないが、免職処分が取り消されない限り公務員として有するはずであった給与請求権その他の権利利益につき救済を求めることができないから、免職処分の取消しを求める訴えの利益は失われない（最大判昭 40・4・28 民集 19・3・721）。⁽²⁹⁾」

ヘ 関連する処分等の取消しと訴えの利益

(イ) 原処分の取消訴訟と裁決等の取消訴訟の関係

「裁決等の取消しを求める訴えの目的は、最終的には原処分の取消しを求めることにあるから、原処分の取消を求める訴えの利益が消滅した場合には、裁決等の取消しを求める訴えの利益はないと解される（平 5 最判解説民事【「最高裁判所判例解説・民事編」をいう。以下同じ。】（下）856 頁）。

これに対し、原処分の取消しの訴えが棄却された場合に併せて提起された裁決等の取消訴訟の訴えの利益が消滅するかについては争いがある。この点について、最判昭 37・12・26 民集 16・12・2557 は、原処分の取消請求を棄却すべき場合には、審査決定を理由付記の不備を理由に取り消すことは全く意味がないと判示しているが、これを一般化できるかについては疑問がある（昭 37 最判解説民事 483 頁参照）。原処分の取消請求棄却判決が確定しても、その判決に拘束力はないか

(28) 南・前掲注(17)314—315 頁。【】部分は筆者加筆。

(29) 南・前掲注(17)315 頁。

ら（33 条参照），裁決等の取消判決を受けて審査庁等が改めて裁決等をやり直す場合に，原処分を取り消すことは妨げられず，一般的には，再度の裁決等において原処分が取り消される可能性が法律上肯定される限り，原処分の取消請求が棄却される場合であっても，裁決等の取消しを求める訴えの利益はあると解するのが相当である。」⁽³⁰⁾

(ロ) 一連の手続を構成する処分と訴えの利益

「一連の手続を構成する後行処分が行われることによって，先行処分が失効する場合には，後行処分が行われたときに先行処分の取消しを求める訴えの利益は消滅する。……

一連の手続を構成する先行処分と後行処分との間に違法性の承継が認められる場合については，各処分の違法事由として主張されている事実が全て共通であるときには，一方の処分について取消判決がされると，その拘束力（33【条】）により他方の処分も自庁取消しを免れないから，双方の取消訴訟をともに提起する利益はないものと思われ，一方の訴えの利益を否定する裁判例も多い……。しかし，自庁取消しがされることが確実であるというだけで訴えの利益を否定することができるかについては疑問があるとする見解もある（実務的研究 130 頁）。

これに対し，各処分で主張されている違法事由が全て共通といえない場合には，裁判所は共通しない部分の違法事由を容れて後行行為を取り消すことがあり得るから，双方の訴えの利益があると解すべきである。」⁽³¹⁾

ト 処分後の事情変化による侵害状態の解消

「行政処分後の事情の変更によって権利利益の侵害状態が解消されれば，処分の取消しを求める訴えの利益は失われる。」⁽³²⁾

チ その他権利利益回復可能性が問題となった場合

(30) 南・前掲注(17)315—316 頁。【】部分は筆者加筆。

(31) 南・前掲注(17)316 頁。【】部分は筆者加筆。

(32) 南・前掲注(17)316 頁。

「訴えの利益は、行政処分によって侵害された権利ないし法律上保護された利益の回復の可能性が存する限り、たとえその回復が十全のものでなくても肯定されるが、回復の可能性が皆無となった場合には、その処分が違法であっても取消しの訴えは訴えの利益を欠く。」⁽³³⁾

(33) 南・前掲注(17)317 頁。

第 3 章 債権差押処分の取消しを求める訴え

第 1 節 債権差押処分の取消しを求める訴えの利益

1 訴えの利益が否定される時期についての裁判所の判断

滞納者が債権差押処分の取消しの訴えを提起した場合において、被差押債権が既に取り立てられている場合、裁判所は、訴えの利益を否定して当該訴えを却下しているが、債権差押処分の取消しを求める訴えの利益についての判断は、大きく次の 4 つの類型に分けられる。

(1) 取立てにより法的効果が消滅し、回復すべき法律上の利益もないとする裁判例

イ 広島高裁松江支部判決

「処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる」とされている（行政事件訴訟法 9 条 1 項）ところ、……債権差押処分は、徴収吏員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達してその法的効果が消滅するものと解される。そして、実体法上、その後においても債権差押処分がされたことを理由として、滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存せず、また、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことをも併せ考慮すれば、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、なお当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないものと解すべきである。」

ロ 東京高裁平成 30 年判決

東京高裁平成 30 年判決は、訴えの利益が否定される時期について何ら説示していない（争点とされていない）が、原審である前橋地裁平成 30 年 2 月日判決は、広島高裁松江支部判決（上記イ）と同旨。

(2) 配当・交付（充当）により法的効果が消滅するが、取立て後回復すべき

法律上の利益はないとする裁判例

○ 大阪高裁令和元年判決

「……徴収職員が債権差押処分によって差し押さえた債権の取立てを行い、取り立てた金員につき配当処分を行い、金銭の交付をしたときに、債権差押処分の法的効果はその目的を達して消滅することになり、債権差押処分が、その後に配当を受けた金員を保持し続ける権限を基礎付けるものではなく、差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもないのであって、他に債権差押処分を理由に滞納者を法律上不利益に扱う法令の規定も存在しない。したがって、徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行った後において、滞納者が当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないというべきである。」

(3) 配当・交付(充当)により法的効果が消滅し、回復すべき法律上の利益もないとする裁判例

○ 東京地方裁判所平成 28 年 9 月 23 日判決(確定。裁判所ウェブサイト。以下「東京地裁平成 28 年 9 月 23 日判決」という。)

「債権差押処分は、第三債務者に対しその履行を、滞納者に対し債権の取立てその他の処分をそれぞれ禁止する(徴収法 62 条 2 項)とともに、徴収職員において差し押さえた債権の取立てをすることができるようにする(同法 67 条 1 項)という法的効果を有するものであるということができるところ、税務署長は、債権の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を、差押えに係る国税等に配当しなければならず(同法 128 条 1 項、129 条 1 項)、交付期日に上記金銭等を交付するものとするとしている(同法 133 条 1 項)ことからすれば、徴収職員や税務署長は、債権差押処分の効力により、配当処分の後に第三債務者等から給付を受けた金銭等の交付をするまでは、同金銭等を保持することができるものと解されるが、遅くとも、税務署長が、第三債務者等から給付を受けた金銭について、これを配当し、その交付をしたときは、当該債権差押処分の有する上記の法的効果は消滅するものというべきで

ある。……上記のような債権差押処分の法的効果に照らせば、債権差押処分によって、差押えに係る国税の存否が確定されるものでないことは明らかであり、また、第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされ、その金銭等が交付されることにより、配当を受けた差押えに係る国税等の存否を確定するなどの法的効果が生ずるものでもないというべきであるから、債権差押処分がされ、その後、第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされ、その金銭等が交付された後は、なお債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということとはできない……。」

- (4) 配当・交付（充当）後も法的効果は消滅せず、回復すべき法律上の利益はあるとする裁判例

○ 大津地裁平成 31 年判決（上記（2）の裁判例参照）

「徴収職員が差し押さえた債権の取立てを行うことにより、債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効自体は目的を達して消滅することになるが、これに続いて行われる取立てに係る金銭の配当は、差押えに係る国税にされることになるのであるから、債権差押処分には、税務署長が滞納国税の徴収として配当を受け、これを保持する地位にあることを根拠付けるという効力が残存することになる。換言すると、納税義務の成立・確定が争われていない場合、債権差押処分が手続的に違法であるとしても、その効力が取り消され、あるいは、無効とされない限り、取立てに係る金銭の配当を受けた税務署長による滞納国税の徴収について、配当を受けて保持する法律上の根拠・理由が失われることはない（なお、納税義務の成立・確定自体が違法である場合には、それ自体が徴収保持に係る法律上の原因の欠如を構成し得るため、上記のような手続的違法しかない場合とは区別する必要がある。）。

そして、債権差押処分と配当処分とは、形式上は別個の処分であるものの、一連の滞納処分の手続き中に包摂され、租税債権の徴収という同一の目的に向けて、前者を前提にして後者がされるという段階的に発展

する関係にあることからすれば、先行行為である債権差押処分が手続的に違法であるとして取り消されれば、行政事件訴訟法 33 条により、その後行処分である配当処分も処分行政庁において取り消されるべきことになるから、税務署長は、先行の債権差押処分により取り立てた金員のうち、違法と判断されたものの限度で滞納者の滞納国税に配当し得なくなる結果、当該金員を滞納国税の徴収として保持する理由は失われることになり、国税徴収法 129 条 3 項に基づき、当該金員を滞納者に交付する義務を負うことになると解される。……

したがって、被差押債権の取立てにより債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効が消滅した後であっても、債権差押処分の手続的違法を主張する滞納者は、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有すると解すべきである。原告は、本件差押処分について、取消しを求める法律上の利益を有する。

そして、前記のような債権差押処分と配当処分の関係を踏まえると、先行行為である債権差押処分が差押禁止の範囲を超えるという違法性は、後行行為である配当処分に承継されると解され、配当処分を取り消すことによっても同様の結論に至るから、原告は、本件配当処分についても、取消しを求める法律上の利益を有する。」

2 訴えの利益が否定される時期の検討

(1) 債権差押処分の効力の消滅

債権差押処分の効力がいつ消滅するかという点に関しては、上記 1 のとおり、①取立てにより消滅とする判断（上記 1（1））、②取立て後の配当・交付（充当）により消滅とする判断（上記 1（2）及び（3））と、③配当・交付（充当）後も存続とする判断（上記 1（4））がある。⁽³⁴⁾

(34) 債権差押えにより第三債務者から給付を受けた金銭は配当しなければならず（徴収法 128 条 1 項 2 号）、その際、配当計算書を作成し取立ての日から 3 日以内に配当計算書謄本を滞納者等に発送し（同法 131 条、徴収令 49 条 2 項）、当該発送の日か

いずれも、債権差押処分に、第三債務者に履行を禁止し、滞納者に債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、徴収職員に被差押債権の取立権を取得させるという法的効果が有ることは一致している。

イ 「①取立てにより消滅とする判断」について

これは、債権差押処分に、第三債務者に履行を禁止し、滞納者に債権の取立てその他の処分を禁止するとともに、徴収職員に被差押債権の取立権を取得させるという法的効果は、取立てにより消滅すると判断するものであり、妥当と考える。

ロ 「②取立て後の配当・交付（充当）により消滅とする判断」について

これは、取立権を行使し第三債務者から被差押債権に係る金銭の給付を受けた場合、税務署長は、当該受領した金銭を差押えに係る国税等に配当し（同法 128 条 1 項、129 条 1 項）、原則、交付期日に上記金銭を交付（同法 133 条 1 項）・充当（同法 128 条 3 項）しなければならないことが規定されていることを根拠として、「債権差押処分の効力により、配当処分の後に第三債務者等から給付を受けた金銭等の交付を受け、差押えに係る国税等に充当するまでは、同金銭等を保持することができるものと解される」とするものである。

しかしながら、租税債権が存在することを前提とすると、処分行政庁が、自ら行う配当処分に基づく配当額の交付を受け、差押え（配当）に係る国税に充当することで、充当された差押え（配当）に係る国税は消滅する⁽³⁵⁾ところ、充当前においては、差押え（配当）に係る国税は消滅していないのであり、租税債権の履行（租税債権の存在によるもの）として保持していることにはならない。被差押債権の取立てから充当まで

ら起算して 7 日を経過した日を換価代金等の交付期日として当該金銭を交付する（同法 132 条 2 項、133 条 1 項）ことからすれば、①と②の時間差は 10 日であり、訴訟上の影響は生じないものと考えられることもできる。

(35) 浅田・前掲注(13)158 頁参照。

の間は、差押処分に係る処分行政庁として、取り立てた金銭（取立てにより領収した金銭）を保管しているにすぎない（出納官吏の保管責任（会計法 38 条 2 項）が生じている。）と考える。

ハ 「③配当・交付（充当）後も存続するとする判断」について

これは、取立てに係る金銭の配当は、差押えに係る国税にされることになるのであるから、債権差押処分には、税務署長が滞納国税の徴収として配当を受け、これを保持する地位にあることを根拠付けるといふ効力が存続する（債権差押処分が手続的に違法であるとしても、その効力が取り消され、あるいは、無効とされない限り、取立てに係る金銭の配当を受けた税務署長による滞納国税の徴収について、配当を受けて保持する法律上の根拠・理由が失われない）とするものである。

しかしながら、徴収法 129 条 5 項において「換価代金等が 1 項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第 2 章（国税と他の債権との調整）、59 条 1 項後段、3 項及び 4 項（これらの規定を 71 条 4 項において準用する場合を含む。）、前項並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。」と規定されていることからすると、差押権者として差押えに係る国税の範囲内で配当を受け得るにすぎず、差押債権が公課（滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税及び地方税以外のもの。徴収法 2 条 5 号）である場合、配当処分を行っても自ら配当（交付）を受けることができない場合も生じうる⁽³⁶⁾（必ず配当を受け得るもので

(36) 例えば、日本年金機構が国民年金保険料の滞納処分として預貯金債権の差押処分を行い、その後、国が国税滞納処分として当該預貯金債権の差押処分を行うとともに日本年金機構に対して交付要求を行った場合、日本年金機構は差押執行権者として当該被差押債権（預貯金）を取り立て、配当処分をするまでの間、当該金銭を保持する地位を有することとなるが、配当処分においては、国税優先の原則（徴収法 8 条）により、国税債権は年金保険料債権（公課（同法 2 条 5 号））に優先するため、当該国税債権の額が被差押債権（預貯金）の額を上回る限りにおいては、取り立てた金銭の全額を国税に配当することとなり、日本年金機構は被差押債権について配当を受けることはできない。

はない。)

そうすると、配当を受けた金銭を保持する地位にあることを根拠付けるといふ効力は、債権差押処分の法的効果ではなく、配当処分の法的効果と考える。

そして、税務署長が配当を受けた金銭を差押え（配当）に係る国税に充当し保持する地位にあることを根拠付けるとは、債権差押処分が手続的に違法であるとしても、その効力が取り消され、あるいは、無効とされない限り、取立てに係る金銭の配当を受けた税務署長による滞納国税の徴収について、配当を受けて保持する法律上の根拠・理由が失われないことであると説明されており、これは法定された配当手続きに基づき充当した金員を保持するという事実状態を継続し得ることを意味するにすぎず、当該金銭を保持する権限、『法律上の原因』とは異にするものであると考える。

なお、配当処分の取消しを求める訴えの利益については、後述する（第 6 章 2 参照）。

二 債権差押えの法的効果が消滅する時期（結論）

以上のことから、「①取立てにより消滅とする判断」が妥当と考える。

（2）回復すべき法律上の利益

債権差押処分の効力が消滅した後において回復すべき法律上の利益があるかという点に関しては、上記 1 のとおり、①取立て後において存在しないとする判断（上記 1（1）及び（2））、②配当・交付後に存在しないとする判断（上記 1（3））と、③配当・交付後も存続とする判断（上記 1（4））がある。

イ 「④取立て後において存在しないとする判断」について

これは、被差押債権の取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、当該債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存しないとするものである。

「侵害的行政処分取消しを求める訴えの利益についていえば、期間の経過やその後の事情の変化によって、処分の本来の効果が消滅したとしても、処分を受けた事実があることを、将来別の処分をする場合の加重要件としていたり、不利益な事由とし考慮し得るなど、処分がされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるか否かといった観点から検討すべきことになるものと解され⁽³⁷⁾、「処分をされたことを理由として法律上の不利益を受けるおそれがあるときや、処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生ずると解されるときは、なお、訴えの利益は消滅しない。」⁽³⁸⁾が、債権差押処分においては、そのような規定は存在しない。

また、違法な預貯金債権差押処分であっても、「債権差押えを受けた金融機関の支払が債権の準占有者に対する弁済として有効視される場合は、預貯金債権は消滅し、金融機関の債務は消滅する」⁽³⁹⁾ところ、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められない。

そうすると、「取立て後において回復すべき法律上の利益が存在しないとする判断」は妥当であると考える。

ロ 「◎配当・交付後に存在しないとする判断」について

これは、債権差押処分の法的効果が取立て後の配当・交付により消滅するとの判断を前提に、債権差押処分によって、差押えに係る国税の存否が確定されるものではないこと及び第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされ、その金銭等が交付されることにより、配当を受けた差押えに係る国税等の存否を確定するなどの法的効果が生ずる

(37) 市原義孝ほか「行政手続法 12 条 1 項による処分基準と訴えの利益 ——最三小判平成 27 年 3 月 3 日民集 69 卷 2 号 143 頁の検討——」（判例タイムズNo.1434、21—27 頁）24—25 頁。

(38) 実務的研究 123 頁。

(39) 山田二郎「第三者所有の不動産に設定された抵当権が不存在であるにもかかわらず抵当権の実行により債権者に対してされた弁済金の交付と不当利得の成否」（金融法務事情No.1215、11—16 頁）15 頁参照。

ものでもないことを理由として、債権差押処分の法的効果の消滅後（配当・交付後）においては、債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益はないとするものである。

しかし、上記イのとおり、実体法上、取立て後においても債権差押処分がされたことを理由として滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定は存在せず、また、「取消訴訟が形成訴訟であるということを前提とすると、取消判決により、行政処分の効力が遡って失われ、当該行政処分が行われる前の状態が復元されることになる（原状回復）」⁽⁴⁰⁾ところ、取立てにより被差押債権が消滅し、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことからすれば、原状回復はできないのであり、取立て後における回復すべき法律上の利益を否定せざるを得ないと考える。⁽⁴¹⁾

ハ 「④配当・交付後も存続するとする判断」について

これは、先行行為である債権差押処分が手続的に違法であるとして取り消されれば、行政事件訴訟法 33 条により、その後行処分である配当処分も処分行政庁において取り消されるべきことになるから、税務署長は、先行の債権差押処分により取り立てた金員のうち、違法と判断されたものの限度で滞納者の滞納国税に配当し得なくなる結果、当該金員を滞納国税の徴収として保持する理由は失われることになり、国税徴収法 129 条 3 項に基づき、当該金員を滞納者に交付する義務を負うことになることを理由として、被差押債権の取立てにより債権差押処分の弁済禁止効・処分禁止効が消滅した後も、債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有するとするものである。

しかし、債権差押処分と配当処分は租税債権徴収のための一連の手続

(40) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法〔第6版〕』（有斐閣、2018年）128頁。

(41) ただし、処分の取消しにより原状回復義務が生じないことを理由として訴えの利益を否定することは、拘束力の作用から訴えの利益の有無を導くのも同じであり、論理が逆転しているとされる（南・前掲注(17)686頁参照。）。

であり、債権差押処分が行われたことを理由として配当処分において不利益を受けるおそれはない。また、被差押債権の取立てにより当該債権は消滅しており、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことから、債権差押処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生ずるものでもない。

したがって、被差押債権の取立てにより被差押債権が消滅した後における回復すべき法律上の利益があるとする根拠を見出すことはできない。

ニ 回復すべき法律上の利益（結論）

以上のことから、被差押債権の取立て後において回復すべき法律上の利益は存在しないと判断が妥当と考える。

3 まとめ

以上のとおり、債権差押処分は、第三債務者に対する滞納者への弁済の禁止、滞納者に対する被差押債権の処分の禁止及び徴収職員に対する取立権の付与という法的効果を有するものであるところ、取立てによりこれらの法的効果が消滅し、取立て後において回復すべき法律上の利益があるとは認められないことから、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しを求める訴えの利益は消滅するものと考えられる。

第 2 節 債権差押処分取消しの訴えによる権利回復の可否

1 被差押債権取立て後

上記第 1 節のとおり、被差押債権の取立てにより債権差押処分の法的効果（弁済禁止効・処分禁止効）が消滅した後においては、債権差押処分取消訴訟を提起しても訴えの利益が否定され却下判決が下されることから、当該訴訟により権利利益の回復を図ることはできない。

なお、被差押債権取立て後の不服申立てをする法律上の利益も、訴えの利益同様、債権差押処分の法的効果（弁済禁止効・処分禁止効）が消滅した後

においては否定される。したがって、取立て後の不服申立ても却下されることとなる。

2 被差押債権取立て前

被差押債権取立て前においては、債権差押処分の法的効果が維持されていることから、不服申し立ての利益や債権差押処分の取消しの訴えの利益を有し、不服申立てや取消訴訟の提起（以下「争訟」という。）により、権利利益の回復を図ることが可能である。

ただし、「訴えの利益は、訴え提起の要件にとどまるものではなく、訴えの維持の要件である。したがって、口頭弁論終結後判決言渡前に訴えの利益が失われた場合、訴えは却下しなければならず、控訴審において訴えの利益が失われた場合、当該部分は、不服の対象となっていなくても移審はしており、訴えの利益は職権調査事項であるから、控訴審裁判所は、本案判決をした原判決のうちその部分に係る部分を取り消し却下しなければならない（最判平 15・11・11 民集 57・10・1387）。」⁽⁴²⁾

そのため、債権差押処分に係る争訟前に被差押債権を取り立てていなくとも、当該争訟中に被差押債権が取り立てられれば、当該債権差押処分の取消しを求める訴えは却下されることとなり、当該争訟により権利利益の回復を図ることができなくなる。

3 運用上の対応

債権差押処分に係る争訟により権利利益の回復を図る観点での運用上の対応として、債権差押処分の不服申立期間内（処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して三月を経過する日まで。通則法 77 条 1 項）は被差押債権の取立てを行わないことが考えられる。

(42) 南・前掲注(17)317頁。

なお、争訟になった場合は、さらに処分行政庁勝訴の判決が確定するまで被差押債権を取り立てないことが必要となる。

しかし、被差押債権の履行期限が到来した場合に差押権者たる処分行政庁に第三債務者からの履行を拒否する（受領しない）権限や争訟中に取立てを制限する規定⁽⁴³⁾はなく、また、債権差押え後取立てまでの期間における滞納者の延滞税負担が増加する⁽⁴⁴⁾ことからすると、争訟における権利回復の可能性を担保することを目的として被差押債権の取立てを行わないことを強制することはできない。

したがって、被差押債権の取立時期という運用上の対応により、債権差押処分に係る争訟での権利利益の回復を図ることは困難といえる。

ただし、債権差押処分に対する不服申立て等により、被差押債権たる預金の原資に差押禁止財産が含まれることを処分行政庁において認識し、当該差押禁止部分に係る債権差押解除処分を行うことが可能であるという点において、債権差押え後において一定期間（どの程度が適当であるかは明確に判断できない）、被差押債権の取立てを行わないことは有用である。

(43) 「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てがあった場合においても、被差押債権の取立ては制限を受けない（通則法 105 条 1 項参照）」徴収法基本通達 67 条関係 3（注）1。

(44) 延滞税は国税の法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納額に法定の割合を乗じて計算した額であり（通則法 60 条 2 項）、「完納する日」とは、国税の全額を納付する日をいい、この場合の納付する日には、徴収法の規定により徴収したものとみなされる日が含まれる（昭和 45 年 6 月 24 日付徴管 2-43 ほか 9 課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」（国税庁長官通達）60 条関係 2）。

被差押債権を取り立てた場合は、当該取立金額を限度として、当該取立日に徴収したものとみなされる旨（徴収法 67 条 3 項参照）及び滞納額全額を充足する財産を差し押さえている場合には、納期限の翌日から 2 月を経過する日後の期間に対応する部分の金額の 2 分の 1 に相当する延滞税を免除できる旨（通則法 63 条 5 項）が規定されている。

第 4 章 不当利得返還請求

第 1 節 民事執行の場合

1 参考となる裁判例

- (1) 東京地方裁判所平成 15 年 5 月 28 日判決（確定。金融法務事情 1687 号 44 頁。以下「東京地裁平成 15 年 5 月 28 日判決」という。）（不当利得返還請求）

東京地裁平成 15 年 5 月 28 日判決は、被告が原告の郵便貯金債権に対する強制執行により 136 万 2453 円を回収したところ、原告が、当該回収額のうち 133 万 5053 円は、年金を預け入れたものであるとして、当該利得金の支払を求めた事案である。

なお、原告は、本件債権執行につき、民執法 153 条 1 項所定の差押命令の一部取消し（いわゆる差押債権の範囲変更）の申立てを行い支払を禁止する旨の命令を得たが、それに先立ち被告が本件貯金債権の取立てを完了していた。

判決においては、

「年金に対する差押えが禁止された趣旨を全うするためには、年金受給権に対する差押えに限らず、受給権者が年金を受給した後の年金自体に対する差押えも許されるべきものではない。そして、年金受給権者が受給した年金を金融機関・郵便局に預け入れている場合にも、当該預・貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、年金それ自体に対する差押えと同視すべきものであって、当該預・貯金債権に対する差押えは禁止されるべきものというべきである。

この点につき、……年金受給権者が年金以外に財産を所有して生計を立てている場合には、当該財産に対する強制執行が禁止されるべき理由はない。そして、年金受給権者が、当該財産を費消して、年金を費消しないで預・貯金として蓄えているような場合にも、当該預・貯金が年金

を原資とするというだけで、これに対する強制執行が許されないというのは、年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を潜脱・逸脱して、不当に年金受給権者に利する結果となる。……年金が原資となっていることが識別・特定し得る預・貯金債権につき、強制執行が許されるというためには、……年金受給権者が別の財産を所有し、これを費消して生計を立てているが、当該財産が隠匿されるなどしているため、強制執行が可能な、顕在化している財産としては、年金を預け入れた預・貯金しかないという事情を証明すべきものであって、別の財産それ自体が潜在的には存在すると推認し得る場合でないのに、年金を預け入れた預・貯金に対する強制執行が許されるという趣旨であれば、……年金に対する差押えを禁止した法の趣旨を否定するに等しく、首肯することができない。……被告の原告に対する本件債権執行は、本件事案においては、民事執行法の趣旨に照らして、違法といわざるを得ないところ、この点は、被告の認識のいかんにかかわらない問題である。

したがって、本件貯金債権が年金を預け入れたものであることを被告が認識していなかったとしても、その違法であることに変わりはなく、そのような違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はないというべきである」

とした（下線は筆者加筆。）。

「本判決は、不当利得の成立要件である『法律上の原因』の有無を判断するにあたって、……年金を原資とする預貯金債権は差押え可能だが、その原資がもっぱら年金であることを識別できる場合には例外的な取扱いが許容されるとの構成を利用したものということができよう。通説によれば、債務者に対する救済は、債権者による取立て（あるいは配当等の実施）がなされる前に、【民執法】153条1項に基づき差押命令の全部または一部を取り消すという方法で実現される。しかし、差押禁止債権である年金を原資とする預貯金債権が差し押さえられ、債権者による取立てが完了してしまっただ後は、通説によると、もはや債務者を救済する方法がない、とい

うことになる。しかし、本判決によれば、債務者が預貯金債権の原資がもつぱら年金であることを証明し、債権者が年金が原資となつていても強制執行が許される事情を証明できない場合には、当該預貯金債権に対する強制執行は禁止されるものとされ、債務者がすでに取り立てた金員は不当利得として債務者に返還すべきものとする。」⁽⁴⁵⁾

- (2) 東京高等裁判所平成 22 年 6 月 22 日決定（確定。金融法務事情 1912 号 104 頁。以下「東京高裁平成 22 年 6 月 22 日決定」という。）（差押禁止債権の範囲変更の申立て）

東京高裁平成 22 年 6 月 22 日決定は、原審決定（東京地方裁判所立川支部平成 22 年 4 月 23 日（平成 22 年（ワ）7 号）決定（金融法務事情 1912 号 106 頁。)) を一部修正して引用し、

「厚生年金保険法が保険給付を受ける権利を差押禁止とした趣旨は、年金受給者の生活保障として当該年金を現実確保させることにあるから、預金口座に存在する預金の原資が年金であることの立証がなされたときは、他に生計を維持する財産や手段があることなどの特段の事情がない限り、債務者の生活保障、生計維持のため、差押命令を取り消すのが相当である。」

とした。

- (3) 東京高等裁判所平成 22 年 6 月 29 日決定（確定。金融法務事情 1912 号 100 頁。以下「東京高裁平成 22 年 6 月 29 日決定」（差押禁止債権の範囲変更の申立て）

東京高裁平成 22 年 6 月 29 日決定は、

「年金給付受給権の差押えが禁止された趣旨が債務者の生計を維持しその生活の保障を確保することにあることに配慮し、当該預金の原資が

(45) 二羽和彦「債務者が差押えを禁止された年金を預け入れた預・貯金債権から債権差押命令に基づいてこれを取り立てた債権者が不当利得としてその取り立てた金額を債務者に返還することの要否（積極）」（金融・商事判例No.1207、63-68 頁）66 頁。

【】部分は筆者加筆。

年金給付であることが認められれば、生計を維持する財産や手段があることなどその取消しを不当とする特段の事情のない限り、当該預金債権に対する差押命令は取り消されるべきであると解するのが相当であるところ、上記特段の事情の有無の判断に当たっては、当該預金の形成過程や使用の状況その他差押禁止債権の範囲を変更することを必要とする債務者及び債権者の生活の状況等の事情を考慮する必要がある」とした。

2 違法な強制執行とする判断基準

上記 1 の裁判例により整理すると、①差押禁止債権が預貯金債権の原資となっていることが識別・特定可能であるか否か、②当該預金の形成過程や使用の状況、③債務者（当該差押禁止債権の受給権者）の生活の状況（当該強制執行により債務者の生活を困窮させるおそれがあるか否か）及び④債務者において生計を維持する他の財産や手段の有無などにより判断されるものとする。

なお、強制執行時において債権者が当該預貯金の原資に差押禁止債権が含まれていることを認識していたか否かは問わない。

3 不当利得を可とする考え方

(1) 執行行為の不当利得返還請求権に与える影響

「強制執行は、私法上の請求権満足のための手続行為にすぎない。そこにおける財貨の移転は、この私法上の請求権、場合によっては私法上の請求権を確定するところの判決などの債務名義によって基礎づけられ、執行行為それ自身によっては基礎づけられない。したがって、執行行為自体の有効無効は、当然には不当利得返還請求権の成否に影響を与えるものではない。」⁽⁴⁶⁾とされる。

(46) 加藤雅信『財産法の体系と不当利得法の構造』（有斐閣、1986年）237頁。

(2) 執行債権（私法上の請求権）が存在しない場合

第三債務者（金融機関）の「債権の準占有者【（執行債権者）】に対する弁済の場合、三当事者間【（債権の準占有者（執行債権者）、第三債務者（金融機関）、預金債権者（執行債務者）間）】の財貨移転を基礎づける法律関係として、給付関係（民法 478 条により弁済は有効）・補償関係（その効果として、債権が消滅）ともいべき法律関係はあるが、対価関係に対応する法律関係は何も存在していない。したがって、三当事者間における財貨の移転はここにおいて『法律上の原因』を欠くこととなり、この二当事者間【（債権の準占有者（執行債権者）と預金債権者（執行債務者）間）】において不当利得返還請求権が生ずることとなる。」⁽⁴⁷⁾

すなわち、「執行行為自体【（債権差押命令）】が有効であっても、それを基礎づけるべき訴の目的となった【私法上の】請求権が存在しない場合には、その有効な権利変動自体が不当利得とされる。」⁽⁴⁸⁾第三債務者の執行債権者に対する弁済が債権の準占有者に対する弁済として有効であるという前提においては、執行債務者の執行債権者に対する不当利得返還請求権が成立することとなる。

(3) 執行行為が違法である場合

次に、私法上の請求権が存在する（債務名義が有効である）が、執行行為（債権差押命令）が違法である場合について検討すると、上記（1）の整理からすれば、私法上の請求権が存在すれば、執行行為自体の有効無効は、当然には不当利得返還請求権の成否に影響を与えない。そうすると、上記の裁判例における「違法な強制執行によって得た金銭を取得し得る法律上の原因はない」との結論は、どのように導き出されるのであろうか。

差押命令が無効であると判断しているとすれば、はじめから取立権が生じていないことになり、差押債権者は取立権を有していないにもかかわらず、当該認定部分について第三債務者から履行を受けたこととなる。そう

(47) 加藤（雅）・前掲注(46)243 頁参照。【】部分は筆者加筆。

(48) 加藤（雅）・前掲注(46)249 頁。【】部分は筆者加筆。

すると、「債権の準占有者に対する弁済として有効であることを前提とすれば、債権の準占有者は債権者の権利の割当内容に反して受益したことになり」⁽⁴⁹⁾、これが不当利得返還請求権を生じさせる。

しかし、「差押禁止規定に違反して発令された差押命令の効力については、当然に無効であると解する見解（中務【俊昌】「取立命令と転付命令」【民事訴訟法学会『民事訴訟法講座4巻』（有斐閣 1955年）】1187頁，松浦【馨】「転付命令」【中田淳一・三ヶ月章『民事訴訟法演習Ⅱ』（有斐閣 1964年）】191頁）と当該命令は取り消されるまでは有効であると解する見解（兼子【一】『増補強制執行法』【（酒井書店 1955年）】196頁，三ヶ月【章】『民事執行法』【（弘文堂 1981年）】384頁，【鈴木忠一ほか『注解強制執行法（2）』【（第一法規出版 1976年）】【戸根【住夫】431頁等）があるが，執行手続を組成する国家機関の行為によりなされたものであるから当然無効とするのには多少疑義があり」⁽⁵⁰⁾、また、手続上、預貯金債権の取立前においては法153条の差押禁止債権の範囲変更の申立てをすることが許されていることから、後者が妥当であると考える。

年金が振り込まれた郵便貯金債権に対する強制執行につき不当利得返還請求を認めた東京地裁平成15年5月28日判決につき、堀勝洋名誉教授は、「不当利得返還請求が認められるためには、民法703条の『法律上の原因なく他人の財産……によって利益を受け、このために他人に損失を及ぼした』ことが必要である。……しかし、Y【（オリックス株式会社）】はX【（年金受給権者）】に対する債権に基づいて『強制執行』をしたのであり、『法律上の原因がない』とはいえない。ただし、年金預貯金債権【（年金が預貯金口座に振り込まれた場合の当該預貯金の払戻請求権をいう。）】が差押禁止債権の属性を承継しているとすれば、法律上の原因がない差押

(49) 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為（上）《現代法律学全集10》』（青林書院新社、1981年）199頁参照。

(50) 東京地裁民事執行実務研究会『債権執行の実務』（きんざい、1992年）57-58、61-62頁参照。【】部分は筆者加筆。

えであるといえる。次に、『他人に損失を及ぼした』という要件についてであるが、Xは、たとえ年金預貯金からではなくとも、いずれYに対する債務を返済しなければならないのであり、Xは本件差押えによって実質的に損失を被ったわけではない。しかし、差押禁止債権が差し押さえられること自体を損失ととらえなければ、差押禁止を規定した意味がなくなる。⁽⁵¹⁾と説明されている。

また、佐瀬裕史教授は、「裁判の当然無効は限定的に捉えるべきであり、差押えが禁止された債権に対する差押命令を当然無効と考えるべきではない。そうすると、年金原資の預貯金債権に対する差押命令は、有効となる（債務者に預貯金債権の処分権限があるから、年金原資の貯貯金債権について、差押命令による処分権剥奪の効果が生じないと解する余地もない）。……第三者所有物を債務者所有と誤認した強制執行のように、債務者の責任財産でない財産への強制執行は、執行債権を消滅させない……。債務者の有する財産であっても、その財産に対する強制執行がおよそ法的に不可能であるならば……。その財産は、責任財産に含まれないと考えることができる。……よって、本件の強制執行は、責任財産でない財産への強制執行となる……。このように考えられれば、執行債権は消滅しない。それにもかかわらず、被差押債権は消滅しており、不当利得が成立する。」⁽⁵²⁾と説明されており、この「責任財産でない財産への強制執行」との考え方が妥当と考える。

(51) 堀勝洋「社会保障法判例 預貯金の原資が年金であることの識別・特定が可能であるときは、当該預貯金債権の差押えは禁止されるとして、差し押さえられた額の不当利得返還請求が認められた事例（オリックス事件第一審判決）」（季刊・社会保障研究 Vol.41No.4、396-407頁）404-405頁（【】部分は筆者加筆。）。

(52) 佐瀬裕史「差押禁止債権を原資とする預貯金債権への強制執行と不当利得」（ジュリストNo.1310、167-170頁）170頁。

第 2 節 滞納処分の場合

1 参考となる裁判例

(1) 広島高裁松江支部判決

広島高裁松江支部判決は、不当利得返還請求について、

「滞納処分としての債権差押処分は、第三債務者に対して滞納者への弁済を禁止し、滞納者に対して取立て等を禁止するとともに、徴収吏員による第三債務者からの取立てを受忍させるものであり、それを超えて、取立てに係る金員を保持する権限を課税主体に与えるものではないのであって、仮に本件差押処分が違法であることによって、滞納者が財産的損害を被ったり法律上の原因なく損失を受けたりしたというのであれば、本件差押処分の取消し等を経ることなく、不法行為に基づく損害賠償請求あるいは不当利得返還請求の方法によって、滞納者の損害ないし損失の回復を図ることが可能であると解される」

と説示している。

また、不当利得の有無についての判断においては、

「……本件においては、本件預金債権の大部分が本件児童手当の振込みにより形成されたものであり、本件児童手当が本件口座に振り込まれた平成 20 年 6 月 11 日午前 9 時の直後で本件差押処分がされた同日午前 9 時 9 分の時点では、本件預金債権のうちの本件児童手当相当額はいまだ本件児童手当としての属性を失っていなかったと認めるのが相当である。

……処分行政庁において本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当が本件口座に振り込まれた 9 分後に、本件児童手当によって大部分が形成されている本件預金債権を差し押さえた本件差押処分は、本件児童手当相当額の部分に関しては、実質的には本件児童手当を受ける権利自体を差し押さえたのと変わりがないと認められるから、児童手当法 15 条の趣旨に反するものとして違

法であると認めざるを得ない。

そうすると、控訴人は、本件児童手当相当額である 13 万円については、これを保有する法律上の原因を有しないこととなるから、上記の額に限ってこれを被控訴人に返還する義務を負うというべきである……。」とした。

(2) 東京高裁平成 30 年判決

東京高裁平成 30 年判決は、

「年金等に基づき支払われる金銭が受給者名義の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、【徴収】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項が年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであるから、①滞納処分庁が、実質的に【同】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か、②差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否かなどを総合的に考慮して、差押処分が上記趣旨を没却するものであると認められる場合には、当該差押処分は権限を濫用したもものとして違法であるというべきである。」

とした上で

「本件預金債権は、本件差押処分の時点では、その大部分が本件年金を原資とするものであったということができ、控訴人において、偶数月の 15 日に国民厚生年金が支給されることを認識していたこと（当事者間に争いが無い。）からすれば、本件差押処分が実質的に本件年金自体を差し押さえることを意図していたとみられる余地がないとはいえない。

しかしながら、……控訴人の担当者において、本件差押処分の直前に、本件年金が平成 28 年 4 月 15 日に振り込まれるとしても、振り込まれる前の本件預金口座の残高が 2000 円を下回っていることを認識していたとまではいえない。そうすると、前橋市長において本件預金債権の大部分が本件年金を原資とするものであると認識していたということでは

きず、本件年金自体を差し押さえることを意図して本件滞納処分を行ったとまでは認められない……。……

また、……。本件預金口座の残高のうち 2000 円が差し押さえられたからといって、その額が直ちに被控訴人が困窮に陥るおそれがある額であったということとはできない。」(【I】部分は筆者加筆。)

として、原判決中控訴人敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却した(不当利得を認めなかった。)

(3) 大阪高裁令和元年判決

大阪高裁令和元年判決は、不当利得返還請求について、

「……。債権差押処分によって差押えに係る国税の存否を確定するなどの法的効果を生ずるものでもなく、滞納者等が不当利得返還請求をする場合においても、配当処分がされ、金銭が交付された後においては、債権差押処分が法律上の原因となることはないのであるから、不当利得返還請求権を行使するに当たって債権差押処分の存在が障害となるものではない。

そうすると、控訴人は、本件差押処分の取消しを経ることなく、本件差押処分が国税徴収法の差押禁止規定に反することを理由に不当利得返還請求権を行使することができる……。」

と説示している。

また、不当利得の判断においては、

「給料等が受給者の預金口座に振り込まれて預金債権になった場合であっても、同法【徴収法】76条1項及び2項が給与生活者等の最低生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨に鑑みると、具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」

とした上で

「……統括官は、本件預金口座が主として給与の振込口座として利用されていることを認識していたと推認され……、本件預金口座に給料の振込みがあることを想定した上で……、直接控訴人の給料債権を差し押さえる……場合には控訴人の雇用関係に影響が出るとを懸念し、直接給与債権を差し押さえるのではなく、その代わりに給料の振込みがあると想定される本件預金口座に係る預金債権を再度差し押さえることを選択することとし、……本件差押処分を行った……。そして、……本件預金口座に対する差押処分をした場合には、……控訴人に支給される給与債権それ自体を差し押さえたとすれば差押え可能な範囲を超える部分も差し押さえてしまう可能性……を認識していたと推認される。

……本件差押処分当時における本件預金債権 10 万 0308 円のうち 10 万 0307 円が……給与を原資とするものであ……る。

以上の事実関係の下では、本件差押処分は、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるといことができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10 万 0307 円）のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。

……本件預金債権中、本件給与により形成された部分（10 万 0307 円）のうち差押可能金額（7 万 5000 円）を超える部分…… 2 万 5307 円については、これを保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しないこととなるから、これを控訴人に返還すべき義務を負うというべきである。ただし、控訴人が本訴において不当利得として主張する金額は 2 万 4404 円であるから、当裁判所が不当利得として認容し得る金額は 2 万 4404 円にとどまる。」（【I】部分は筆者加筆。）

とした。

- (4) 前橋地方裁判所平成 30 年 1 月 31 日判決（判例時報 2373 号 21 頁。以下「前橋地裁平成 30 年 1 月判決」という。）

前橋地裁平成 30 年 1 月判決は、不当利得返還請求について、

「原告は、本件各差押処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができる」

と説示している。

また、不当利得の有無についての判断においては、

「原則として、給料等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである（最高裁判所平成 9 年（オ）第 1963 号・平成 10 年 2 月 10 日第三小法廷判決……参照）。

もっとも、給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、【徴収】法 76 条 1 項、2 項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであって、滞納処分庁が、実質的に【同】法 76 条 1 項、2 項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。」（【I】部分は筆者加筆。）
とした上で

「被告は、本件貯金債権の原資が A からの給与であることを認識しつつ、同社からの給与が本件貯金口座に振り込まれた当日に、本件各差押処分を行っているのであって、実質的に給与自体を差し押さえることを意図して、本件各差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるというべきであり、本件各差押処分は、いずれも地方税法 41 条 1 項、331 条 6 項、728 条 7 項が準用する【徴収】法 76 条 1 項に反する脱法的な差押処分として違法であるといわざるを得ない。

……被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた 12 万 6226 円全額が、差し押さえることができない債権に当たる。

……よって、被告が本件各差押処分に基づいて取り立てた 12 万 6226

円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くこととなるから、被告はこれを返還する義務を負うというべきである。」(【】部分は筆者加筆。)

とした。

(5) 前橋地裁平成 30 年 2 月判決 (上記 (2) の裁判例の原審)

前橋地裁平成 30 年 2 月判決は、不当利得返還請求について、

「原告は、本件差押処分の違法を主張して被告に対し不当利得の返還を請求することができる」

と説示している。

また、不当利得の有無についての判断においては、

「原則として、年金等が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権としての属性を承継するものではないというべきである (最高裁判所平成 9 年 (オ) 第 1963 号・平成 10 年 2 月 10 日第三小法廷判決……参照)。

もっとも、年金等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、【徴収】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項が年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨はできる限り尊重されるべきであって、滞納処分庁が、実質的に【同】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。」

とした上で

「……本件預金債権は、本件差押処分の時点では、客観的には大部分が本件年金を原資とするものであったといえることができる。

……前橋市長は、……本件預金口座に相応の額の国民厚生年金が振り込まれることを予測した上で本件差押処分を行ったものと推認することができ、他に上記推認を覆すに足りる事情はない。

……前橋市長は、本件差押処分に係る本件預金債権の原資のほとんど

が客観的には本件年金であることを知り、又は、少なくとも知り得べきであったというべきである。したがって、前橋市長は、実質的に本件差押処分当日に振り込まれるであろう本件年金自体を差し押さえることを意図して、本件差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情があるというべきである。

以上によれば、本件差押処分は、地方税法 373 条 7 項が準用する【徴収】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項に反する脱法的な差押処分として違法であるといわざるを得ない。

……本件では、原告の本件年金の受給権は、全額が差押禁止債権であると見込まれることについて当事者に争いがなく、被告が本件差押処分に基づいて取立てた 2000 円全額が、差押禁止債権に当たる。したがって、被告が本件差押処分に基づいて取り立てた 2000 円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くこととなるから、被告はこれを返還する義務を負うというべきである。」(【I】部分は筆者加筆。)

とした。

- (6) 福井地方裁判所平成 30 年 11 月 7 日判決（上告の有無不明。TKC 法律情報データベース LEX/DB。以下「福井地裁平成 30 年判決」という。）

福井地裁平成 30 年判決は、

「滞納処分による貯金債権に対する差押えであっても、滞納者の生活状況、差押えに至る経緯、差押処分庁の意図、被差押債権の原資等を考慮し、徴税の公平性確保の観点を踏まえても、差押えを行うことが最低限度の生活の維持を図ろうとする……諸規定⁽⁵³⁾の趣旨を潜脱し、脱法的と評価し得るような特段の事情が認められる場合には、当該差押えは実質的には差押禁止債権に対するものとして違法となる場合があると解すべきである。」

とした上で

(53) 国民年金法 24 条本文、厚生年金保険法 41 条 1 項本文、徴収法 76 条 1 項、2 項、同法 77 条 1 項等。筆者加筆。

「……本件債権の大部分は本件年金を原資としたものということができる。

……被控訴人は、本件債権の大部分の原資が年金となる可能性が高いことを知っていたと認められる。

しかし、……本件債権の差押えが直ちに控訴人の最低限度の生活維持を困難にするとは考え難い。これに加え、……被控訴人をして、……本件差押えが控訴人の最低限度の生活維持を困難にすると判断できる状況になかったといえる。被控訴人は、……控訴人の生活に対して配慮しながら、本件差押えに及んだものと認められる。なお、本件年金の入金から取引停止がなされるまでの時間は約 8 時間であるから、その間に控訴人が本件口座から金銭を引き出すことが不可能であったともいえない。

また、本件差押え後、被控訴人は、直ちには取立てを行わず、納税相談の状況によっては、本件差押えの執行を停止し差押えの解除をすることも検討していたと認められるから、このことから、控訴人の最低限度の生活の維持についての配慮はなされていたものといえる。そうすると、被控訴人に債権差押えの制限……の趣旨を潜脱する意図があったとは認められない……。

これらの事情を総合すると、被控訴人が、本件債権の大部分の原資が年金となる可能性が高いことを知りながら本件差押えに及んだとしても、本件差押えについて、最低限度の生活の維持を図ろうとする諸法規の趣旨を潜脱し、脱法的と評価し得るような特段の事情があったとは認められず、本件差押えは適法と解するのが相当である。」

とした。

(7) 大津地裁平成 31 年判決（上記（3）の裁判例の原審）

大津地裁平成 31 年判決は、

「本件預金債権は『給与に係る債権』（国税徴収法 76 条 1 項）ではないため、これに対する差押処分が同条によって禁止されるものではない。

もつとも、徴収職員において、給与債権が一般債権である預金債権に転化する時点を狙い、給与債権であれば許されない金額まで確実に差し押さえて滞納国税を徴収することを意図して預金債権の差押処分をする場合には、同条の差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分というほかない。そして、このような差押処分は、『給与にかかる債権』（国税徴収法 76 条 1 項）の差押えと実質的に同視できるものとして、同項の趣旨に照らし、違法となるというべきである。」

とした上で、上記意図の存在を否定し、適法とした。

2 違法な差押処分とする判断基準

(1) 考え方の区分

上記 1 の裁判例を基に、差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押えを違法とする考え方を整理すると、①差押禁止債権の属性の承継を認め、差押禁止債権を定めた趣旨に反するとする考え方（広島高裁松江支部判決）、②差押禁止の趣旨に反し（実質的に差押禁止債権と同視でき）違法とする考え方（大阪高裁令和元年判決、福井地裁平成 30 年判決）、③差押禁止の趣旨を没却する脱法的差押処分として違法とする考え方（前橋地裁平成 30 年 1 月判決、前橋地裁平成 30 年 2 月判決、大津地裁平成 31 年判決）と④権限を濫用したものとして違法とする考え方（東京高裁平成 30 年判決）に分けられる。

(2) 判断基準

イ 基本的な判断基準

上記（1）のいずれの考え方も、最高裁判所平成 10 年 2 月 10 日第三小法廷判決（金融法務事情 1535 号 64 頁。以下「最高裁平成 10 年判決」という。）の例外としての考え方であり、①実質的に徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か、②差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否かを主な判断基準として

いる。そして、④差し押さえた預貯金口座の原資（の大部分）が差押禁止債権であるか否か、⑤差押禁止債権の振込口座であることを処分行政庁（徴収職員）が認識していたか否か、⑥差押えの時点において預貯金債権の原資が差押禁止債権であることを処分行政庁（徴収職員）が認識していたか否かなどが④の判断要素であり、⑦他の収入の有無などの生活状況が⑥の判断要素である。

(イ) 差押禁止債権の属性の承継を認め、差押禁止債権を定めた趣旨に反するとする考え方

広島高裁松江支部判決は、④本件預金口座の原資が児童手当であること、⑤児童手当の振込口座であることを徴収職員が認識していたこと、⑥児童手当入金の 9 分後に差し押さえていること（差押えの時点において預金債権の原資が児童手当であることを徴収職員が認識していたこと）を認定し、預金債権における差押禁止債権の属性の承継を認めた。

なお、広島高裁松江支部判決は、「振込み後 9 分後で、かつ、その間に差押禁止債権が預貯金債権の原資となっていることの識別・特定を不可能にする取引が生じなかった」という特定の事情下で差押禁止債権の属性の承継を認めたものであり、下記(ロ)～(ニ)に挙げる裁判例とは異質のものと考ええる。

(ロ) 差押禁止の趣旨に反し（実質的に差押禁止債権と同視でき）違法とする考え方（大阪高裁令和元年判決、福井地裁平成 30 年判決）

大阪高裁令和元年判決は、「具体的事情の下で、当該預金債権に対する差押処分が、実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合には、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」とした上で、④本件預金口座の原資が給与であること、⑤給与の振込口座であることを徴収職員が認識していたと推認されること、⑥差押えの時点において給与に係る差押禁止部分を差し押さえる可能性を徴収職員が認識し

ていたことを認定し、差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行った(㉑)と判断した。

福井地裁平成 30 年判決は、「滞納者の生活状況、差押えに至る経緯、差押処分庁の意図、被差押債権の原資等を考慮し、徴税の公平性確保の観点を踏まえても、差押えを行うことが最低限度の生活の維持を図ろうとする【国民年金法 24 条本文、厚生年金保険法 41 条 1 項本文、徴収法 76 条 1 項、2 項、同法 77 条 1 項等の】諸規定の趣旨を潜脱し、脱法的と評価し得るような特段の事情が認められる場合には、当該差押えは実質的には差押禁止債権に対するものとして違法となる場合があると解すべきである。」(【】部分は筆者加筆。)とした上で、㉒本件貯金口座の原資の大部分が年金であること、㉓差押えの時点において貯金債権の原資が年金となる可能性を処分行政庁が認識していたことを認定しつつ、㉔他に世帯収入があることをもって、最低限の生活維持を困窮するとは考え難い(㉕)とした。

- (ハ) 差押禁止の趣旨を没却する脱法的差押処分として違法とする考え方
前橋地裁平成 30 年 1 月判決及び前橋地裁平成 30 年 2 月判決は、「滞納処分庁が、実質的に【徴収】法 76 条 1 項、2 項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある場合【(㉑)】には、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分として、違法となる場合があるというべきである。」(【】部分は筆者加筆。)とした上で、㉖客観的に本件預金口座の原資(の大部分)が給与・年金であること、㉗給与・年金の振込口座であることを処分行政庁が認識していたこと、㉘差押えの時点において預金債権の原資が給与・年金であることを処分行政庁が認識していたことを認定し、差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったものと認めるべき特段の事情がある(㉙)とした。

(二) 権限を濫用⁽⁵⁴⁾したものとして違法とする考え方（東京高裁平成 30 年判決）

東京高裁平成 30 年判決は、「①滞納処分庁が、実質的に【徴収】法 77 条 1 項及び 76 条 1 項により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か【(㊦)】、②差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがあるか否か【(㊧)】などを総合的に考慮して、差押処分が上記趣旨【(年金等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨)】を没却するものであると認められる場合には、当該差押処分は権限を濫用したものとして違法であるというべきである。」(【】部分は筆者加筆。)とした上で、㊦本件預金口座の原資の大部分が年金であること、㊧年金の振込口座であることを処分行政庁（徴収職員）が認識していたことを認定しつつ、㊧差押えの時点において預金債権の原資が年金であることを処分行政庁が認識していたことを否定し、処分行政庁が差押禁止債権（年金）自体を差し押さえることを意図して差し押さえたとまでは認められない (㊦) とした。

また、差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがある額であること (㊧) を否定した。

ロ「滞納者の生活を困窮させるおそれがないこと」の位置づけ

福井地裁平成 30 年判決では、当該差押処分が滞納者の最低限度の生活維持を困難にすると判断できる事情がないことをもって、また、東京高裁平成 30 年判決では、「滞納者の生活を困窮させるおそれがない」(㊧)として違法性を否定している。

「滞納者の生活を困窮させるおそれがないこと」は最低限度の生活の維持を図ろうとする差押禁止の趣旨に反しないことから、これは「適法」

(54) 主として、行政権限を本来の趣旨・目的と異なる目的で用いることを禁ずるもの(稲葉馨ほか『行政法 第4版』(有斐閣。2018年)44頁)。

と結論付ける判断基準となるものとする。

なお、「滞納者の生活を困窮させるおそれがない」とは、徴収法 153 条（滞納処分の停止に要件等）1 項 2 号の「滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」を包含するものではないと考える。

ハ 振込みから差押処分までの時間について

広島高裁松江支部判決においては「9分」という時間は違法性を肯定するための判断要素とされ、福井地裁平成 30 年判決における「約 8 時間」や大津地裁平成 31 年判決における「2日間」という時間は違法性を否定する要素とされているものの、大津地裁平成 31 年判決の控訴審である大阪高裁令和元年判決においては「2日間」という時間について何ら判断されていないことからすれば、振込みから差押処分までの時間は、実質的に差押禁止債権を差し押さえるという処分行政庁（徴収担当職員）の意図の有無の判断において、さほど重要な要素ではないものとする。

ニ まとめ

以上のことから、差し押さえられた金額が滞納者の生活を困窮させるおそれがない (㊸) と認められない限り、差し押さえた預貯金口座の原資 (の大部分) が差押禁止債権であり (㊸)、金融機関調査や滞納者からの聴取等により差し押さえた預貯金口座が差押禁止債権の振込口座であることを把握している場合には、当該振込口座であることを認識していた (㊸) ものと推認され、かつ、差押えの時点において処分行政庁（徴収職員）が預貯金債権の原資が差押禁止債権であることを認識していたこと (㊸) が推認される場合においては、実質的に徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行った (㊸) として当該差押処分は違法と判断されるものとする。

そして、上記 (1) の㊸から㊸の考え方については、「実質的に徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押

さえることの処分行政庁（徴収職員）における意図」（④）が重要な判断基準とされている点において、④の「権限を濫用したのものとして違法とする考え方」が最も適しているものとする。

3 不当利得を可とする考え方

「有効な課税処分にもとづき徴収した税金は、当該課税処分が取り消されない限り、不当利得とはならない」⁽⁵⁵⁾とされる。

広島高裁松江支部判決及び大阪高裁令和元年判決は、差押禁止債権が振り込まれた預金債権の差押処分につき、その違法性を認定した上で「保有すべき不当利得法上の法律上の原因を有しない」と結論付けているが、租税債権の存否について争いのないこれらの事案について、どのように不当利得法上の法律上の原因を否定しているのか判然としない。

東京地裁平成 28 年 9 月 23 日判決は、「……徴収職員や税務署長は、債権差押処分の効力により、配当処分の後に金銭等の交付をするまでは、第三債務者等から給付を受けた金銭を保持することができるものと解されるが、上記の金銭等の交付をした後には、もはや第三債務者等から給付を受けた金銭を保持しておらず、また、債権差押処分の効力が消滅することにより、その権限も有しないこととなると解される。そして、上記の債権差押処分及び配当処分の効力からすれば、債権差押処分によって差押えに係る国税の存否が確定されるものではなく、配当処分によって配当を受けた差押えに係る国税等の存否が確定されるものでもない。したがって、配当処分により租税債権の主体（債権者）が交付を受けた金銭について、滞納者の不当利得返還請求権が成立するか否かについては、配当処分が利得の『法律上の原因』となるものではなく、租税債権が存在したことが利得の『法律上の原因』となるというべきであるから、租税債権が存在した場合には、特段の事情のない限り、『法律上の原因』があることになる。他方、『法律上の原因』がないといえる

(55) 加藤（雅）・前掲注(46)238 頁。

場合においては、第三債務者等から給付を受けた金銭について配当処分がされ、その金銭等が交付された後は、滞納者は債権差押処分及び配当処分の違法を理由として取り消すまでもなく、不当利得返還請求権を行使することができることになるものと解される。」と説示している。

そうすると、租税債権が存在する限り、原則として不当利得は生じないことから、租税債権が存在する中で、どのように不当利得が生ずるとしているのか整理する必要があるが、「行政行為にもとづく国の利得は、一般に、当該行政行為が無効と認められるかまたは取消されるかしないかぎり、不当利得返還請求の対象にならないと解され」⁽⁵⁶⁾ていることからすれば、債権差押処分及び配当処分が無効又は取り消されれば、当該債権差押処分にに基づき受領した金員は不当利得となり得るものとする。

そこで、債権差押処分の取消しを求める訴えの利益を否定する裁判例において、債権差押処分が無効と判断しているのか、それ以外の考え方により不当利得を認めているのか、以下整理する。

(1) 無効とする考え方

差押禁止債権を原資とする預貯金債権に対する差押えが無効⁽⁵⁷⁾であれば、差押権者たる処分行政庁（徴収職員）が取立権を有していないにもかかわらず第三債務者から履行（弁済）を受けたこととなり、本来、取立権を有しない者の取立てにより被差押債権は消滅しないところ、民法 478 条により第三債務者（金融機関）の債権の準占有者（処分行政庁）に対する弁済は有効となり被差押債権を消滅させることから、債権の準占有者は債権者の権利の割当内容に反して（法律上の原因なく）受益したことになり（差押えが禁止されている財産から徴収したことによる処分行政庁の利得は、最低生活の保持のための資金が奪われたという滞納者の損失により生

(56) 小早川光郎「先決問題と行政行為」（田中二郎先生古稀記念『公法の理論（上）』（有斐閣、1976 年、371-404 頁）390-391 頁）。

(57) 瑕疵が行政行為の無効をもたらすものである場合には、取消訴訟以外の訴訟においても裁判所は行政行為の無効を認定できる……（塩野宏『行政法 I 〔第六版〕行政法総論』（有斐閣、2015 年）179 頁。）。

じたものとして) 不当利得が生ずることとなる。

ところで、差押禁止規定に反する差押えは、「差押禁止財産であることが外観上明白なものを差し押さえたときは、その差押えは無効であるが、外観上明白でないものについては、徴収職員が差押禁止財産に該当するかどうかの認定を単に誤ったものとして、取消原因となるにとどまると解されている」⁽⁵⁸⁾と、原則として差押禁止債権が預貯金口座に振り込まれることによって発生する預貯金債権は、直ちに差押禁止債権の属性を承継するものではなく(最高裁平成 10 年判決)、かつ、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えを禁止する旨の規定がない中で、実質的に徴収法 77 条 1 項及び 76 条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否かなどにより違法性が判断されるという点において外観上の明白性について疑問が生ずる。

この点、原審判決において明白性が否定された事案について最高裁判所昭和 48 年 4 月 26 日第一小法廷判決(民集 27 卷 3 号 629 頁。以下「最高裁昭和 48 年判決」という。)は、「一般に、課税処分が課税庁と被課税者との間にのみ存するもので、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要のないこと等を勘案すれば、当該処分における内容上の過誤が課税要件の根幹についてのそれであって、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生を理由として被課税者に右処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的事情がある場合には、前記の過誤による瑕疵は、当該処分を当然無効ならしめるものと解するのが相当である」と説示している。

そこで、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについて、この説示を当てはめて当然無効と解することができる否かについて検討する。

まず、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要の有無につい

(58) 浅田・前掲注(13)36 頁。

ては、民法 478 条により第三債務者（金融機関）の債権の準占有者（処分行政庁）に対する弁済が有効となるという前提においては、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要はないものとする。

次に、差押えの要件の根幹に係る過誤であるかについては、差押禁止規定に反する場合は該当し得るものの、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えを禁ずる規定がない中で差押禁止規定の趣旨に反するとして当然無効を導くという点においては、差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合⁽⁵⁹⁾においてのみ肯定的に解することができるものとする。

最後に、訴えの利益の否定を理由として滞納者に当該処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められる例外的事情に当たるか否かについては、不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟が提起されているものの訴えの利益が否定される結果として滞納者に当該処分による不利益（差押禁止規定の趣旨を没却する違法な差押えに基づき被差押債権たる預貯金が取り立てられたこと）を甘受させることが、著しく不当と認められる例外的事情に当たると考える。

以上のことから、差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合に限り、最高裁昭和 48 年判決の考え方により差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えを無効と解することができるものとする。⁽⁶⁰⁾

（2）無効以外の考え方

前述のとおり、債権差押処分及び配当処分が無効または取り消されれば、当該債権差押処分に基づき受領した金員は不当利得となり得るものと考えられ、処分の取り消しについては、「行政処分の法効果を否定するには、原則として、取消訴訟によらなければならない（これを取消訴訟の排他的管轄という）、取消訴訟以外では、裁判所といえども行政処分の法効果を否定で

(59) 属性の承継を認めた裁判例として広島高裁松江支部判決がある。

(60) 属性の承継を認めた広島高裁松江支部判決を「無効と解したもの」と考えるものとして、中野妙子「児童手当を原資とする預金債権に対する地方税滞納処分の適法性」（ジュリストNo.1485、（131-134頁）134頁）がある。

きない（これを行政処分の公定力という。）」⁽⁶¹⁾とて、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しを求める訴えの利益は否定されており、債権差押処分の取り消しの訴えは却下される。

また、当該被差押債権が消滅し、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことから、処分行政庁において債権差押処分を取り消すこともできない。

そこで、不当利得を可とする他の考え方について以下検討する。

イ 処分行政庁は公定力を主張できないとして不当利得を可とする考え方

最高裁判所昭和 49 年 3 月 8 日第二小法廷判決（民集 28 卷 2 号 186 頁。以下「最高裁昭和 49 年判決」という。）は、「貸倒れの発生とその金額が格別の認定判断をまつまでもなく客観的に明白で、課税庁に前記の認定判断権を留保する合理的必要性が認められないような場合にまで、課税庁自身による前記の是正措置が講ぜられないかぎり納税者が先の課税処分に基づく租税の収納を甘受しなければならないとすることは、著しく不当であつて、正義公平の原則にもとるものというべきである。それゆえ、このような場合には、課税庁による是正措置がなくても、課税庁又は国は、納税者に対し、その貸倒れにかかる金額の限度においてもはや当該課税処分の効力を主張することができないものとなり、したがつて、右課税処分に基づいて租税を徴収しえないことはもちろん、既に徴収したものは、法律上の原因を欠く利得としてこれを納税者に返還すべきものと解するのが相当である。」としており、「本判決は、後発的貸倒れにより課税処分が違法無効とならないが、正義公平の原則に照らし、国又は課税庁において課税処分の効力の主張を相対的に制限されることがあると解することにより、有効な課税処分も法律上の原因足りえなくなるとした。」⁽⁶²⁾もので、「救済規定の不備という特殊な場合に関するも

(61) 小早川光郎・青柳馨『論点体系 判例行政法 2』（第一法規、2017 年）23 頁。

(62) 最判解説民事昭和 49 年度(198 頁)205 頁。

のである。」⁽⁶³⁾

そうすると、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいても、被差押債権の取立てという処分行政庁側の行為により、滞納者側に帰責事由なく債権差押処分の訴えの利益が否定され、かつ、処分行政庁側においても当該処分の取消しをすることができなくなったものであり、差押禁止規定の趣旨から当該差押えによる損失を滞納者に甘受させることが著しく不当であり、正義公平の原則に照らし、処分行政庁において債権差押処分の効力の主張を相対的に制限されることがあると解することにより、有効な債権差押処分及び配当処分も法律上の原因足りえなくなると解することが考えられる。

しかし、最高裁昭和 49 年判決は、「貸倒れが客観的に明白であるにもかかわらず課税庁が是正義務を尽くさないことは著しく不当であるので、この著しく不当な義務違反の面をとらえて課税処分の効力の主張制限という一種の信義則違反的な効果と結び付けたもの」⁽⁶⁴⁾とされているところ、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいては、差押禁止債権であることが客観的に明白であるとはいえず、また、被差押債権が消滅しており処分行政庁においても是正を図ることができないのであり、著しく不当な義務違反とはいえない。

したがって、最高裁昭和 49 年判決の考え方を差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えに当てはめることはできないものとする。

ロ 不当利得の趣旨による救済との考え方

租税債権が存在する中で不当利得を認めた裁判例としては、最高裁判所昭和 39 年 3 月 16 日第二小法廷判決（集民 72 号 505 頁。以下「最高裁昭和 39 年判決」という。）がある。

最高裁昭和 39 年判決は、「不当利得は、他の規定から生ずる結果が形式的に正当であるにもかかわらず、実質的に公平に反するときに、これ

(63) 前掲注(62)207 頁。

(64) 前掲注(62)206 頁。

を是正する制度であるから、所論充当配分が形式的に争いえなくなったことは、不当利得を否定する論拠とならない。」とし、また、「特定の財産から国が徴収しえざる税金を徴収することは、国について不当利得が成立することは疑がない。」としており⁽⁶⁵⁾、配当処分（充当配分）は形式的に正当であっても抵当権者の実体法上の権利との関係において実質的に公平に反する場合には、当該処分は実体法上の権利関係を確定するものではないから、不当利得法上の法律上の原因になりえず、また、当該処分を形式的に争いえなくなったこと（不服申立期間の徒過による不可争的効果の発生）は、不当利得を否定する論拠とならないことを説示したものである。そうすると、実体法上の権利関係との問題ではない差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えについて同判決を単純に当てはめることはできないものとする。

超過差押えの禁止（徴収法 48 条 1 項）に抵触するとして取り立てられ充当された金銭の返還等を求めた事案に係る盛岡地方裁判所平成 24 年 2 月 17 日判決（控訴⁽⁶⁶⁾。TKC 法律情報データベース LEX/DB。）は、「行政処分には公定力があるから、仮に本件差押処分が違法であったとしても、当然に無効であるか、権限のある機関によって取り消されない限り、本件差押処分の違法を理由とする不当利得返還請求……を行うことはできない」との被告（処分行政庁）の主張に対し、「不当利得制度は、財産的価値の移動が公平に反すると認められる場合に、公平の理念

(65) 原審東京高等裁判所昭和 35 年 1 月 27 日判決（訟務月報 6 巻 3 号 449 頁）は、「充当配分に当っては、税務官庁は、実体上の権利関係を確定するものではなく、またこれを確定し得る権限を有するものと解すべき根拠は存しないから、法律上、抵当権者に配当すべき金員を誤って滞納国税へ充当した場合においては、……抵当権者の実体上の権利関係（殊に租税債権に対するその優先権）に消長を及ぼすべきいわれはない。つまり右の場合は、国家の充当行為があったというだけでは、国庫が実質上、その利益を保有し得べき根拠とはなし難く、したがって国庫は民法第 703 条の規定に従い、本来配当を受けるべき権利があった抵当権者に対して、右利益を返還する責に任じなければならないことは当然である」としている。

(66) 仙台高等裁判所平成 24 年 7 月 10 日判決（上告（詳細不明）。TKC 法律情報データベース LEX/DB.）。なお、控訴審においては、超過差押え（違法性）を否定した。

に従ってその利得の変動を調整するものである」とした上で、「行政処分の結果に関して、その財産的価値の移動が公平に反するか否か……は、行政処分が法的要件を充足しているか否かによってのみ判断されるものではなく、その他の要素も対象として考慮し、総合的に判断されるべきものである。そうすると、超過差押えの禁止を定める国税徴収法 48 条 1 項……の趣旨に鑑みれば、その規定に明らかに違反する差押処分によって取り立てられ、充当された金員については、不当利得に当たると解するのが相当」と説示した。

これは、超過差押えの禁止を定める徴収法 48 条 1 項の規定に明らかに違反する差押処分は、差押えの要件の根幹に係る過誤を有し、不服申し立て（裁決）前置の下で出訴期間内に当該債権差押処分の取消訴訟を提起すれば違法として取り消されるべきであるにもかかわらず、処分行政庁による被差押債権の取立てという滞納者側に帰責性のない事由によって訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことにより、被処分者（滞納者）に当該処分による不利益（財産的価値の移動。ここでは、徴収法の規定に明らかに反する差押えに基づき被差押債権たる預金を取り立てられたこと）を甘受させることが、徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお著しく不当である（公平に反する）ことをもって、取消訴訟の排他的管轄の例外として、債権差押処分の取消しを経ることなく当該差押処分に基づき取り立てた金員を保持する法律上の原因を否定し、不当利得を認めたものであると考える。

そうすると、差押禁止債権を原資とする預金債権に対する差押えについては、それを禁止する旨の規定がなく、形式上、当該差押処分が法定要件を充足しているとしても、処分行政庁における意図等の具体的事実の下で差押禁止の趣旨を没却すると認められる（権限の濫用として違法とされる）場合においては、差押えがおよそ法的に不可能な債権に対する差押処分として差押えの要件の根幹に係る過誤を有するものであり、

徴税行政の安定とその円滑な運営の要請を斟酌してもなお、不服申し立て（裁決）前置の下で出訴期間内に債権差押処分取消請求訴訟を提起したにもかかわらず、滞納者側に帰責事由なく訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことをもって、被処分者（滞納者）に当該処分による不利益（差押禁止規定の趣旨を没却する違法な差押えに基づき被差押債権たる預貯金を取り立てられたこと）を甘受させることが著しく不当であるとして、債権差押処分の取消しを経ることなく当該差押処分に基づき取り立てた金員を保持する法律上の原因を否定し、当該差押えによって生じた処分行政庁の利得は、最低生活の保持のための資金が奪われたという滞納者の損失により生じたものとして不当利得を認めたものと考えることができる。

なお、この考え方においては不服申立（裁決）前置の下での取消訴訟の提起が必須であり、不服申立（裁決）前置を充たしていないことや不服申立（裁決）前置の下で出訴期間内に取消訴訟を提起しなかった場合においては、不当利得返還請求を退けざるを得ないものと考えられる。なぜなら、取消訴訟の排他的管轄の例外は限定的に解すべきであり、また、本件においては、不服申立（裁決）前置の下で取消訴訟を提起したにもかかわらず、処分行政庁による被差押債権の取立てという滞納者側に帰責性のない事由によって訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことによる結果として滞納者に不利益を甘受させることが実質的に公平に反するとしているものであるところ、不服申立期間の経過等による不可争的効果は滞納者側の帰責事由により生ずるものであるからである。

（3）まとめ

以上のことから、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて裁判所は、差押禁止の属性の承継を認め当然無効として（上記（1））、あるいは、およそ法的に不可能な債権に対する差押処分について不服申し立て（裁決）前置の下で出訴期間内に債権差押処分の取消請求訴訟を提起し

たにもかかわらず、滞納者側に帰責事由なく訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れない場合の不当利得の趣旨による救済として（上記（2）ロ）、不当利得法上の法律上の原因を否定し不当利得を認めたものとする。⁽⁶⁷⁾

第 3 節 悪意の受益者（民法 704 条）と判断される条件

次に、被差押債権取立て後における債権差押処分を理由とする不当利得返還請求において利息の支払いを求められる場合があることから、差押権者が悪意の受益者（民法 704 条）と認定される場合について検討する。

1 民法 704 条

民法 704 条は、「悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない」と規定する。

「本条の『悪意の受益者』とは、一般的にいえば、法律上の原因のないことを知りながら利得した者である（最判昭 37・6・19 裁判集民【(集民)】61・251……）。」⁽⁶⁸⁾

2 民法 704 条該当の有無が判断された裁判例

(1) 大阪高裁令和元年判決は、「統括官その他の徴税職員において、本件差押処分が違法であって本件各処分によって取り立て配当された金員を保持し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認めるに足りる

(67) なお、被差押債権の取立て前においては、財貨の移転が生じていないため不当利得返還請求を行うことができず、また、訴えの利益も存在することから不服申立（裁決）前置の下での債権差押処分取消訴訟の提起により権利利益の回復を図り得るが、訴訟継続中に被差押債権が取り立てられた場合、（債権差押処分の訴えの利益の消滅により当該訴えは却下され得ることから、）不当利得返還請求により権利利益の回復を図ることになると考える。

(68) 谷口知平・甲斐道太郎『新版 注釈民法(18) 債権(9)』（有斐閣、1991 年）637 頁。【】部分は筆者加筆。

証拠はない」として、控訴人の被控訴人（処分行政庁）が悪意の受益者であるとする主張を排斥した。

- (2) 前橋地裁平成 30 年 1 月判決は、最高裁「平成 10 年判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されること、【徴収】法基本通達には支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は、同法 76 条 2 項の『給料等に基き支払を受けた金銭』には含まれない旨の記載があることからすれば、本件各差押処分は形式的には適法な体裁をとっているのであり、直ちに違法な差押処分となり得るとまでは判断できないといわざるを得ず、そうである以上、積極的により具体的かつ詳細な事情を調査したとは認め難い前橋市長が、本件貯金口座に対する本件各差押処分が違法であり、本件各差押処分に基づいて取り立てた金員を保有し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとはいい難い。……前橋市長は、……あえて差押禁止財産を取り立てることを目的としていたとはいえず、前橋市長が本件各差押処分に基づいて取り立てた 12 万 6226 円は、支払を受けるべき法律上の原因を欠くとの認識を有していたということまではできないから、被告は民法 704 条の悪意の受益者に当たらないというべきである。」(【】部分は筆者加筆。)とした。

- (3) 広島高裁松江支部判決は、最高裁平成 10 年判決は、「差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されていることからすれば、処分行政庁が本件預金債権を差し押さえることが違法であって本件差押処分に基づいて取り立てた金員を保有し得る法律上の原因を欠いているとの認識を有していたとは認められないから、控訴人は民法 704 条の悪意の受益者に当たらないというべきである。」とした。

3 判断基準の検討

被差押債権取立て後における債権差押処分 of 違法を理由とする不当利得返還請求において、処分行政庁が悪意の受益者（民法 704 条）と認定されるか否かの判断基準は、上記 2 の裁判例から、処分行政庁の担当職員において、本件差押処分が違法であって、取り立て配当を受けた金銭を保持し得る法律上の原因がないことの認識を有していたか否かとなる。

そして、上記 2 の裁判例はいずれも、処分行政庁における本件各差押処分が違法であり、本件各差押処分に基づいて取り立て配当を受けた金銭を保持し得る法律上の原因がないことの認識を有していたとは言い難いとして差押権者は民法 704 条の悪意の受益者に当たらないとしている

これは、最高裁平成 10 年判決が、差押禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されることと、徴収法基本通達には支払者から銀行口座等に振り込まれた金額に相当する預金債権は、同法 76 条 2 項の「給料等に基き支払を受けた金銭」には含まれない旨の記載があることを根拠とするものである。すなわち、処分行政庁において当該差押えは適法であるとの認識を有していたとするものである。

ただし、近時の多くの裁判例において、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについて違法と判断しており、今後、同様の裁判例が増えれば、処分行政庁として違法性を認識していた（又は認識し得た）として民法 704 条の悪意の受益者に当たると解される可能性が高くなるものとする。

第 5 章 国家賠償請求

1 国家賠償法 1 条 1 項

- (1) 国家賠償法 1 条 1 項において、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定する。
- (2) 「過失は、本来は主観的な事情に関わるものであるが、近年は客観的に捉えられるようになってきている。すなわち、民事不法行為法上も、過失は客観的な注意義務または行為義務に対する違反と捉えられ（前田【達明『民法 VI-2（）不法行為法（）』（青林書院、1980 年）】38 頁、潮見佳男『不法行為法』（信山社出版・1990 年）154 頁）、注意義務の内容は、個々の行為者の主観的な能力とは無関係であって、標準人を基準にして決せられるものとされている。国賠法上、公務員または行政組織に対して要求される注意義務の内容は、標準的・平均的な公務員の能力が基準になるが、損害の内容や程度如何では、高度の注意義務が課されることもあ⁽⁶⁹⁾る。
- (3) 「国賠法における違法性（国賠違法）は、取消訴訟における違法性（取消違法）とどのように関係するのであろうか。このことは、違法の行政処分に対して相手方が取消訴訟を提起するとともに、それによる損害について国家賠償請求訴訟を提起する場合に問題となる。

まず、取消違法があれば、後述のように例外はあるが、国税違法も認められる……。

……しかし、国賠違法と取消違法とは常に一致するともいえない。

まず、取消違法は認められないが国賠違法は認められるということが考えられる。この国賠違法が取消違法よりも広く認められる可能性として、次の三つがある。

(69) 室井力ほか『コンメンタール行政法Ⅱ〔第 2 版〕行政事件訴訟法・国家賠償法』（日本評論社、2006 年）522 頁。【】部分は筆者加筆。

- ① ……行政内部的な規範に対する違背などが国賠違法として認められる場合。
- ② ……被害結果の重大性から国賠違法が認められる場合。取消訴訟においては、違法性判断は行為（行政処分）そのものについて行われるというのが一般の考え方であるから、被害結果の重大性の考慮に基づいて認められる国賠違法は、取消違法よりも広いということになる。
……。
- ③ 同じ違法性観念のもとにおいてであるが、裁判官が国賠違法を広く認定する場合。これは推測になるが、裁判官の心理としては、取消訴訟では違法を認めると行政処分の効力を覆すことになるから違法の認定には慎重になるが、処分の効力には影響しない国賠訴訟では比較的広く違法を認めることが考えられる……。

……他面において、取消違法は認められるが国賠違法は認められないということがあっても看過されてはならない。

……【一つは】義務違反的構成【であり、これ】は、本条の違法性を法的義務違反と解する考え方である……。たとえば、ある判決は、自動車運転免許取消処分が根拠を欠く瑕疵があるものであって、取消しを免れないとしつつ、『国家賠償法上の違法性は、公務員が具体的状況のもとにおいて職務上尽くすべき法的義務に違反したかどうかという観点から判断すべきものであり、したがって、行政処分がその根拠となる行政法規に定める実体的又は手続的な要件を客観的に欠缺しているかどうかという瑕疵判断とは、その判断基準を異にしている』とし、結論的には、国賠法上の違法性を否定している（東京地判平 1. 3. 29 判時 1315 号 42 頁）。

……もう一つの国賠違法を限定する方法は、いわゆる職務行為基準説である。職務行為基準説とは、たとえば検察官の公訴の提起・追行について適用されるもので、『無罪の判決が確定したというだけで直ちに……違法となることはな』く、『起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その性質上、……起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総

合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りる』(芦別国家賠償請求事件=最判昭 53.10.20 判時 906 号 3 頁)という考え方である。この職務行為基準説は、国賠違法を一般の違法性よりも狭く捉えようとするものである。そして、この説が、通常の行政活動にも適用されることがある。すなわち、奈良民事事件=最判平 5.3.31 (民集 47 卷 4 号 2863 頁)は、所得税の確定申告に対する更正処分につき、『税務署長のする所得税の更正は、所得金額を過大に認定していたとしても、そのことから直ちに国家賠償法 1 条 1 項にいう違法があったとの評価を受けるものではなく、税務署長が……職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と更正したと認め得るような事情がある場合に限り、右の評価を受けるものと解するのが相当である』と判示している……。」⁽⁷⁰⁾

- (4)「国賠責任が生ずるためには、……公権力の行使にあたる公務員の違法な行為に基づいて『損害』が発生したことが必要である。」⁽⁷¹⁾

国家賠償法 1 条における「損害とは法益侵害のために受けた不利益をさし、いわゆる財産的損害たと精神的損害たとを問わない。また、積極的損害だけでなく、得べかりし利益の喪失たる消極的損害もふくまれる」⁽⁷²⁾。

「債権者の債権を喪失せしめ、あるいはその行使を妨害する等の債権侵害が違法なものとして不法行為を構成する場合……には、……債権の価額ないし債権の行使によって得べかりし利益が賠償さるべきである。」⁽⁷³⁾

「損害の概念について、最判昭和 39・1・28 (民集 18 卷 1 号 136 頁)は、『侵害行為がなかったならば惹起しなかったであろう状態(原状)を(a)とし、侵害行為によって惹起されているところの現実の状態(現状)を(b)とし $a - b = x$ その x を金銭で評価したものが損害である』として、差額

(70) 室井・前掲注(69)530-533 頁。【】部分は筆者加筆。

(71) 西埜章『注解法律学全集7 国家賠償法』(青林書院、1997 年) 215 頁。

(72) 加藤一郎『注釈民法 (19) 債権 (10)』(有斐閣、1965 年) 409 頁。

(73) 林良平『注解 判例民法 債権法 II』(青林書院、1989 年) 1251 頁。

説に立っている。そして、そのうち数理的に算定できるものが有形の損害、すなわち財産上の損害であり、そうでないものが無形の損害であるとし、無形の損害も侵害行為の程度、加害者、被害者の年齢、資産その社会的環境等各般の状況を斟酌して金銭の評価は可能であり、その顕著な事例は精神上の苦痛に対する慰謝料支払いの場合である、と説示している。

損害があっても、それがきわめて軽微である場合には、損害の発生がないものとして扱われることがある。」⁽⁷⁴⁾

2 差押禁止債権を原資とする預金債権差押処分に関する裁判例

(1) 国家賠償請求を認めなかった裁判例

イ 大阪高裁令和元年判決は、「実質的に差押えを禁止された給料等の債権を差し押さえたものと同視することができる場合に当たるということができ、本件預金債権中、本件給与により形成された部分……のうち差押可能金額を超える部分については、上記差押禁止の趣旨に反するものとして違法となると解するのが相当である。」としつつ、「給料等が銀行の預金口座に振り込まれた場合には、給料等の債権が消滅して受給者の銀行に対する預金債権という別個の債権になること、国税徴収法は、76 条 1 項で給料等の債権について、同条 2 項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されるとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められることを考えると、処分行政庁……において、本件差押処分が違法になることを予見し、又は予見すべきであったということはできない（最

(74) 西埜・前掲注(71)215 頁。

高裁昭和 42 年（オ）第 692 号同 46 年 6 月 24 日第一小法廷判決・民集 25 卷 4 号 574 頁等参照。」として国家賠償法 1 条 1 項にいう過失の存在を否定した。

ロ 広島高裁松江支部判決は、「処分行政庁は、本件児童手当が本件口座に振り込まれる日であることを認識した上で、本件児童手当によって大部分が形成されていた本件預金債権を差し押さえたものであるところ、……最高裁【平成 10 年】判決は、差押等禁止債権に係る金員が金融機関の口座に振り込まれることによって発生する預金債権を差し押さえることは、原則として差押等禁止債権としての属性を承継するものではないとの原審判断を是認したものと解されており、そのため、差押等禁止債権に係る金員であっても、これがいったん金融機関の口座に振り込まれた場合には、これによって発生する預金債権を差し押さえることが違法であるとは一般的に解されていないし、上記最高裁判決からすれば、差押等禁止債権が預金債権に転化した以上、差押えも許されるとの見解にも相当の合理性があるというべきである。そうすると、……処分行政庁に被控訴人に対する不法行為を構成する故意、過失があるということではできず、本件差押処分によって取り立てた納付金を被控訴人の滞納税金に配当した本件配当処分もまた、不法行為とはならないというべきであり、……また、……処分行政庁が被控訴人から税金を任意に納付することが期待できないとして、本件差押処分によって徴収するとした判断が不当であったとは認められないから、本件各処分が処分行政庁の税徴収権限の濫用あるいは信義則違反による違法なものであるとの被控訴人の主張は、採用できない」（【】部分は筆者加筆。）などとして、国家賠償請求を認めなかった。

（2）国家賠償請求を認めた裁判

前橋地裁平成 30 年 1 月判決は、債権差押処分は「形式的には適法な体裁なのであるから、これらがいずれも違法であるとの認識を有していたとまではいい難く、前橋市長が、違法な本件継続的貯金債権差押処分を行う

ことにつき故意があったということはできない」としつつ、「被告における市税の賦課徴収権限を有している前橋市長は、給料等が受給者の預貯金口座に振り込まれた場合であっても、同法【徴収法】76条1項、2項が給料等受給者の最低限の生活を維持するために必要な費用等に相当する一定の金額について差押えを禁止した趣旨をできる限り尊重し、上記差押禁止の趣旨を没却する脱法的な差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を負っていたというべきであり、「本件各差押処分は、具体的事情を考え併せると、実質的に給与自体を差し押さえることを意図してなされたものと認めるべき特段の事情があり、地方税法41条1項、331条6項、728条7項、【徴収】法76条1項に反する脱法的な差押処分として違法である……から、前橋市長には上記注意義務を怠った過失があり、少なくとも本件各差押処分は、国賠法上も違法である。」(【】部分は筆者加筆。)として、精神的苦痛を慰謝するための慰謝料と弁護士費用の賠償を認めた。

3 判断基準（故意または過失）の検討

(1) 違法性

上記2の裁判例における違法性の判断基準は、第4章第2節2(2)ニと同様である。そして、この判断基準は、当該差押処分の取消訴訟（取立て前）におけるもの同一（上記1(3)の取消違法と国賠違法が異なる場合には該当しない。）と考える。

(2) 故意または過失

被差押債権取立て後における債権差押処分の違法を理由とする国家賠償請求において、賠償責任を問われるか否かの判断基準は、上記2の裁判例から、処分行政庁（担当職員）において、差押禁止債権を原資とする預金債権を差し押さえたことについて、不法行為を構成する故意又は過失があったか否か、また、徴収法76条1項等により差押えを禁止した趣旨をできる限り尊重し、差押禁止の趣旨に反する差押処分を行ってはならない職務上の注意義務を怠った過失があるか否かである。

前者の「処分行政庁（担当職員）において不法行為を構成する故意又は過失があったか否か」について裁判例は、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押処分は形式的には適法な体裁をとっているため、当該故意・過失を否定している。

後者の「職務上の注意義務を怠った過失があるか否か」については、上記 2（2）の裁判例において認められている。しかし、大阪高裁令和元年判決は、「国税徴収法は、76 条 1 項で給料等の債権について、同条 2 項で給料等に基づき支払を受けた金銭についてそれぞれその一部の差押えを禁止する一方で、給料等の振込みにより成立した預金債権については差押えを禁止しておらず、他に同預金債権の差押えを禁止する規定もなく、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合があるか、また、これが肯定されるとしても、どのような場合に違法となるかについて、法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められる」と説示しており、国税徴収法等は差押禁止債権の振込みにより成立した預金債権について差押えを禁止しておらず、同預金債権を差し押さえることが違法となる場合がある否かなどについて法律解釈についての見解や実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても相応の根拠が認められる現状において、（前者の故意・過失を否定する中で、）後者の「職務上の注意義務を怠った過失」を認定することに無理があると考ええる。

4 国家賠償請求による権利利益の回復の可否

（1）故意又は過失の認定に係る障害

上記 3（2）のとおり、処分行政庁（担当職員）における不法行為を構成する故意又は過失や職務上の注意義務を怠った過失を認定することが難しい現状においては、国家賠償請求により権利利益の回復を図ることは困難であると考ええる。

なお、近年の多くの裁判例において、「実質的に徴収法 77 条 1 項及び 76

条 1 項等により差押えを禁止された財産自体を差し押さえることを意図して差押処分を行ったといえるか否か」を判断基準の一つとして差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えについて違法と判断しており、今後、違法とする裁判例が増えれば、処分行政庁職員における故意・過失が認定される可能性が高くなるものとする。

(2) 損害の有無による障害

上記 1 (4) 記載のとおり、「債権者の債権を喪失せしめ……等の債権侵害が違法なものとして不法行為を構成する場合……には、……債権の価額……が賠償さるべきである」⁽⁷⁵⁾ ところ、「損害の発生の要件については、学説上、違法な侵害行為であれば現実損害がなくても名目的損害の賠償が認められるとの見解もあるが、民事責任や国家賠償責任は専ら損害の填補を目的とするものであるから、加害行為によって損害が発生したというためには、損害が現実が発生したものでなければならないと解される（加藤一郎編『注釈民法（19）債権（10）』有斐閣（1965 年）〔加藤一郎〕 36 頁参照）。⁽⁷⁶⁾

「最判昭和 31・6・29（国家賠償法の諸問題追補（1）上 379 頁）は、無効の公売処分により第三者が自動三輪車の所有権を即時取得したため滞納者がその所有権を喪失した事案において、当該自動三輪車の時価と公売価格との間に差がないこと理由に、『損害』がないとして上告を棄却⁽⁷⁷⁾しており、無効の公売処分により滞納者が自動三輪車の所有権を「失っても、公売価格が時価との間に差がなく、その換価金が滞納税金の内入に当てられたときには、損害賠償はありえない」⁽⁷⁸⁾とされる。

そうすると、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて取り立てた金銭が差押債権たる滞納国税に充当されている限りにおいては、被

(75) 林・前掲注(73)1251 頁。

(76) 小早川光郎・青柳馨『論点体系 判例行政法 3』（第一法規、2016 年）281 頁。

(77) 西埜・前掲注(71)215 頁。

(78) 加藤（一）・前掲注(72)409 頁。

差押債権たる預金の減少額と充当による滞納国税残高の減少額が一致することから、当該取り立てた金銭部分については財産上の損害とはなしえず、取り立てられ充当された金銭については、国家賠償請求により権利利益の回復を図ることができないと考える。

5 不当利得返還請求と国家賠償請求

上記 3 (1) のとおり、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおける違法性の判断基準は、取消訴訟、不当利得返還請求及び国家賠償請求において異にするものではないと考える。

しかし、国家賠償請求は、故意・過失を要件としており、また、上記 4 (2) のとおり、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて取り立てた金銭が差押債権たる滞納国税に充当されている限りにおいては、当該取り立てた金銭部分については財産上の損害とはなしえないことから、不当利得返還請求より認定の可能性は低いものとする。

第 6 章 配当処分の取消しを求める訴え

1 債権差押処分の違法性の承継

「滞納処分を組成する各行政処分は、租税債権の強制的満足という目的を達成するための一連の行為であるから、先行行為の違法性は後行行為に承継されると解すべきである……。」⁽⁷⁹⁾

したがって、先行行為である債権差押処分が差押禁止の範囲を超えるという違法性は、後行行為である配当処分に承継されると解される。

そこで、債権差押処分の違法性の承継を主張して配当処分の取消しを求める訴えを提起（裁決前置）することにより、債権差押処分の取消しを求める訴えの利益が否定される滞納者の救済を図ることができるか否かについて以下検討する。

2 配当処分の取消しを求める訴えの利益

(1) 裁判例

イ 東京地方裁判所平成 25 年 1 月 17 日判決（控訴。租税関係行政・民事事件判決集（徴収関係判決）（以下、「税務訴訟資料（徴収）」という。）平成 25 年順号 25-2。以下「東京地裁平成 25 年 1 月 17 日判決」という。）は、「税務署長は、同法【徴収法】129 条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、同法 130 条 2 項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成しなければならず（同法 131 条）、換価代金等の交付期日に配当計算書に従って換価代金等を交付する（同法 133 条 1 項）のであって、配当計算書の作成すなわち配当処分は換価代金等の交付を実施するためにされるものであり、換価代金等の交付が終了すると、配当処分はその目的を達成し、その効力は消滅するに至る

(79) 金子宏『租税法〔第二十三版〕』（弘文堂、2019 年）1015 頁。

のであるから、配当処分の取消しを求める訴えの利益も消滅すると解される。」(【】部分は筆者加筆。)と説示する。

- ロ 上記イの裁判例の控訴審である東京高等裁判所平成 25 年 5 月 22 日判決(差戻し。税務訴訟資料(徴収)平成 25 年順号 25-22)では、「差押処分に基づき取り立てられた金銭等の交付が終了したことにより配当処分の取消しを求める利益が失われるか否かに関しては、場合によりこれを消極に解する余地もある(配当金の交付がされた事案において、配当処分を取り消すべきものとした原審の判断に違法はないとして上告を棄却した最高裁平成 8 年(行ツ)第 111 号同 9 年 12 月 18 日第一小法廷判決・裁判集民事【(集民)】186 号 685 頁【以下「最高裁平成 9 年判決」という。】参照。)(【】部分は筆者加筆。)と説示している。

なお、最高裁平成 9 年判決の事案は、処分行政庁が破産宣告前に行った債権差押処分に基づく配当処分において、破産宣告後に行われた交付要求に対して換価代金等を配当したことから、破産管財人が当該配当処分の取消しを求めたものである。

- ハ 広島高裁松江支部判決は、「配当処分が取り消され、又はその無効が確認された場合、税務署長ないし地方税の徴収担当官署は、配当を受けた受領者に対してその返還を求めることとなるが、配当処分の取消し又はその無効確認は、税務署長ないし地方税の徴収担当官署が納税義務者とされた者から徴収した金員等を保持するという事実状態自体には何らの影響を与えるものではない、換言すれば、税務署長ないし地方税の徴収担当官署は、配当を受けた受領者から返還を受け、再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長ないし地方税の徴収担当官署が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことになるものではないと解される。……本件においては、本件配当処分の取消し又は無効確認によっては、本件差押処分及びそれに続く取立ての手續により被控訴人が徴収された金員を被控

訴人に返還させることはできないのであるから、被控訴人の主張する違法事由が本件配当処分における配当の順序や方法についての違法をいうものではない以上、本件配当処分の取消し又は無効確認によって回復すべき被控訴人の法律上の権利利益は、存在しないといわざるを得ない。」としている。

ニ 大阪高裁令和元年判決も上記への裁判例（広島高裁松江支部判決）同様、「配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、これら金銭等につき再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、滞納税額を超える金員等を過剰に徴収したなどといった場合を除き、税務署長等が、直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならない。……したがって、控訴人に本件配当処分の取消しによって回復すべき法律上の利益があるということとはでき……ない。」としている。

（2）不服申立期間

国税に関する処分についての不服申立期間（通則法 75 条 3 項及び 4 項の規定による審査請求を除く。以下同じ。）は「処分があったことを知った日の翌日から起算して三月を経過する日」までとされている（通則法 77 条 1 項）が、配当処分についての不服申立期間は「換価代金等の交付期日」までとされている（徴収法 171 条 1 項 4 号）。換価代金等の交付期日は、原則として、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して 7 日を経過した日としなければならない（徴収法 132 条 2 項）とされており、配当計算書には換価代金等の交付の日時を記載することとされている（徴収令 49 条 1 項 5 号）。

したがって、配当処分についての不服申立期間は、換価代金等の交付の日時までとなる。

（3）配当処分の取消しを求める訴えの利益

東京地裁平成 25 年 1 月 17 日判決が説明するように、配当処分は換価代

金等の交付を実施するためにされるものであるが、第 3 章第 1 節 2 (1) ハのとおり、配当処分は、配当を受けた金銭を差押えに係る国税に充当し保持する地位にあることを根拠付ける効力を有する。

したがって、配当処分に基づく金銭の交付・充当後においても回復すべき法律上の原因を有するものとする。

ところで、大阪高裁令和元年判決は、「配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、……再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることになるにすぎず、……直ちに取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を負うことにはならない。」として、配当処分の取消しによって回復すべき訴えの利益を否定している（広島高裁松江支部判決も同旨。）。

この「配当処分が取り消された場合であっても、税務署長は、配当を受けた者から配当をした金銭等の返還を受けた上で、……再度適法な配当処分をすべき地位に置かれる」との部分、配当処分に基づく金銭の交付・充当後においても回復すべき法律上の原因を有するものと説示しているものであり、それにもかかわらず、配当処分の取消しによって回復すべき訴えの利益を否定したのは、債権差押処分の違法性の承継を主張して配当処分の取消しを求めたものであることに基因するものとする。

すなわち、配当処分の取消しの訴えを提起した場合において、配当の順序や方法についての違法性を主張する場合は、その取消判決により再度適法な配当処分をすべき地位に置かれることからその目的を達し得ることとなり訴えの利益が認められるが、債権差押処分の違法性の承継を主張する場合は、取立てを受けた者が取立てに係る金員等の返還を受けられることが必要であるところ、それがかなわないことから目的を達し得ないため訴えの利益を否定したものとする。

これは、配当処分の取消判決では、「先行行為の違法性を理由として後行行為が取り消された場合（違法性の承継）、当該判決により先行処分を失効させる効果が直接生ずるわけではないが、先行処分が取り消されなければ、

当該判決の意義は大きく損なわれることになる。そこで、この場合、処分行政庁は先行行為を取り消すことを判決の拘束力により義務づけられると解される。」⁽⁸⁰⁾ことから、債権差押処分の違法を理由として配当処分が取り消された場合は、処分行政庁において先行行為たる債権差押処分を取り消すことで取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務が生ずることになる。しかし、被差押債権が取り立てられている場合、当該被差押債権は消滅しており、また、実体法上、債権差押処分が取り消された場合にその被差押債権が復活すると解すべき根拠も認められないことから、処分行政庁において取り消すことができない。そのため、取立てを受けた者に対して取立てに係る金員等を返還すべき義務を処分行政庁に負わせることができず、目的を達し得ないと説示しているものとする。

3 配当処分の取消しを求める訴えによる権利利益の回復の可否

上記 2 (3) のとおり、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しに係る訴えの利益を失った滞納者は、先行処分である債権差押処分の違法を理由とする後行処分たる配当処分の取消しを求める訴えにおいても訴えの利益が否定されることから、配当処分の取消しを求める訴えにより権利利益の回復を図ることはできないと考える。

(80) 宇賀・前掲注(40)279 頁参照。

おわりに

本稿においては、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押処分の取消しを求めた裁判例を基に、被差押債権の取立てにより債権差押処分の取消しを求める訴えの利益が否定される滞納者の救済方法について考察した。

まず、裁判所は、被差押債権の取立てにより訴えの利益が否定される滞納者は、不当利得返還請求により権利利益の回復を図り得る旨説示しているが、不当利得は、法律上の原因なく利得したことが要件であり、「租税債権の存在すること」が「不当利得法上の法律上の原因がある」とされるところ、租税債権が存在する中で、いかに不当利得法上の法律上の原因を否定しているかが問題となる。

この点、①差押禁止債権としての属性の承継が認められる場合には、差押禁止債権を原資とする預貯金債権の差押えを無効として不当利得を認め、②属性の承継を認めない場合においては、差押禁止の趣旨を没却すると認められる（権限の濫用として違法とされる）差押えについて、不服申し立て（裁決）前置の下で出訴期間内に債権差押処分の取消請求訴訟を提起したにもかかわらず、滞納者側に帰責事由なく訴えの利益が否定され取消訴訟による権利利益の回復が図れないことをもって、被処分者（滞納者）に当該処分による不利益を甘受させることが著しく不当であるとして、債権差押処分の取消しを経ることなく当該差押処分に基づき取り立てた金員を保持する法律上の原因を否定し不当利得を認めたものとの結論を導き出した。

次に、国家賠償請求による権利利益の回復の可否を検討した。国家賠償請求における要件は処分行政庁において不法行為を構成する故意又は過失があること又は職務上の注意義務を怠った過失があることであるが、前者については現状認定されておらず、また、後者について認定した事案はあるものの、全体として見れば、現状においては、国家賠償請求により権利利益の回復を図ることは難しいと考える。

なお、差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えにおいて取り立てた金銭

が差押債権たる滞納国税に充当されている限りにおいては、被差押債権たる預金の減少額と充当による滞納国税残高の減少額が一致することから、当該取り立てた金銭部分については財産上の損害とはなしえず、当該部分について国家賠償請求により権利利益の回復を図ることができないものとの結論に至った。

最後に、債権差押処分 of 違法を理由とする配当処分の取消訴訟（裁決前置）による権利利益の回復の可否を検討したが、この場合も当該配当処分の取消しを求める訴えの利益が否定される（仮に訴えの利益が認められても、取立てを受けた者が取立てに係る金員等の返還を受けられるという目的を達し得ない）ことから権利利益の回復を図ることはできないとの結論に至った。

いずれにせよ、滞納処分としての差押禁止債権を原資とする預金債権の差押えについて不当利得返還請求を認めた高裁判決は 2 例のみであり（最高裁の判断はなく）、また、国家賠償法 1 条 1 項による損害賠償を認めた高裁判決・最高裁はないことから、今後の裁判例の動向を注視する必要がある。